

# マレーシア

## マレーシア

面 積 33万km<sup>2</sup>

人 口 1860万人（1992年央推計）

首 都 クアラルンプル

言 語 マレー語（ほかに華語、タミール語、英語）

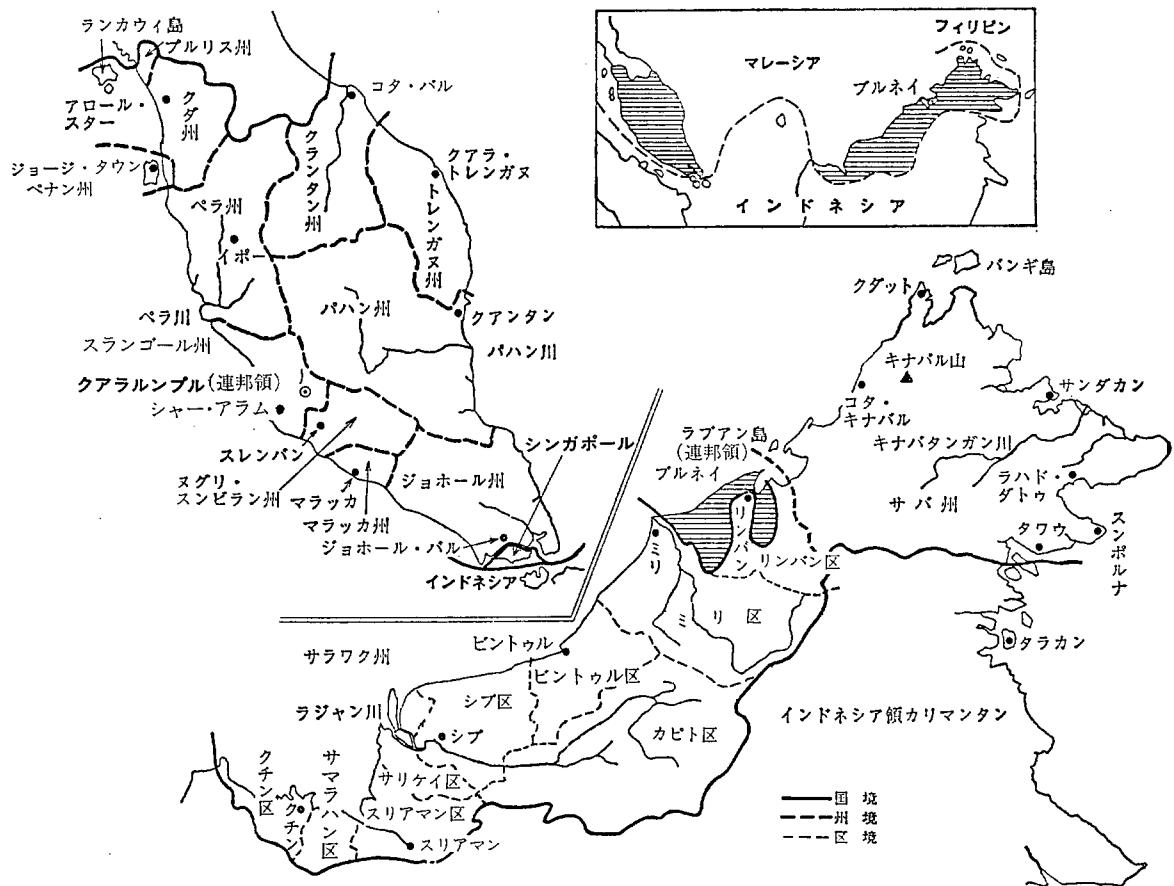
宗 教 イスラム教（ほかに仏教、ヒンドゥー教）

政 体 立憲君主制

元 首 アズラン・シャー国王（1989年4月26日即位）

通 貨 リングギット（1米ドル=2.5474リングギット、1991年平均。73年6月20日以降変動相場制）

会計年度 历年に同じ



# 1992年のマレーシア

## 攻勢続けるマハティール政権

木 村 陸 勇

立憲王制における王権の逸脱を糾すマハティール政権の努力は、1992年7月に「憲法原則の宣言」に結実したが、一部の州王の無視により行き詰まりを招く結果に終わった。しかしジョホール州王の引き起こした傷害事件を機に、マスメディアを動員しての圧力を行使し、93年はじめに統治者の免訴特権を廃止する憲法改正を実現するに至った。

経済では外部条件に恵まれたこともあって、金融政策を中心とした積極的な調整策によって、相対的に高い成長率を達成しながら、消費を抑制し貯蓄を拡大し、民営化政策を進めることができたが、インフラ面の限界も露呈した。

外交では、保護主義や環境問題をめぐる先進国のダブル・スタンダードを糾弾する対決的な路線が進められたが、南沙問題の一定の展開により、政権の調整能力が問われはじめた。

### 内 政

◎統治者規制問題の背景 統治者の政治・経済行動の規則を求めるマハティール政権の動きは、1992年に一段と活発化し、まず7月4日に統治者の多数が政党政治と営利活動への不介入を確認する「憲法原則の宣言」を発表するに至った。そこで宣言自体の問題に入る前にその背景に触れておきたい。

統治者(Rulers)とは半島部9州の元首である州王(スルタンまたはラジャ)を指す。9州王は、国家元首である任期5年の国王を互選する。憲法では、統治者はその公的行動のほとんどについて政府の助言に基づいて行なうことと同時に、一定の問題では裁量権を行使できることが規定されている。これには国会や州議会解散の要請に対する同意を保留すること、国会や州議会が可決した法案を1回に限り差し戻すことなどが含まれる。さらに国

王、9州王、および4州知事(Governors。州王家の存在しないマラッカ、ペナン、サバ、サラワクの州元首で国王が各州首席と相談して任命)は、統治者会議を構成する。連邦憲法は統治者会議が、先に触れた国王(副王を含む)の選出・退位の決定を行なうほか、統治者の特権や地位に関わる法案に同意を与えると規定している(ただし以上の項目について4知事は討議と決定に参加できない)。また国会は、統治者会議の同意なしには、マレー人やボルネオの原住民の特殊な地位の保護や統治者の権利と特権などを定めた憲法の規定を改正したり、これらの特殊な地位や特権について言論の自由の制限を認めた憲法第159条(5)項を改正したりできないと定めている。

今回の問題の発端は、クランタン州王が1988年の統一マレー人国民組織(UMNO)の分裂以来、当時のUMNOを中心とする与党連合国民戦線の州行政に介入し、90年総選挙ではその親族にあたるラザレイの率いるマレー人野党46年精神党(Semangat 46)を陰に陽に支持し、同州における国民戦線の惨敗と全マレーシア・イスラム党(PAS)・46年精神党の野党政権成立の要因のひとつとなつたことであった。これに対して、総選挙直後の90年11月のUMNO党大会では、クランタン州王のみならず他の統治者にもみられる政治介入を批判する論議が沸騰し、党指導部に国王と会見して立憲制における統治者の役割について話し合うよう求める決議が採択された。その際、政権は、立憲王制の廃止を要求しない限り、王制の批判は自由であるという法解釈を示して、立憲王制の堅持という枠内での統治者の逸脱是正というキャンペーンの方向を打ちだしたのである。

この決議にもとづき1991年2月にUMNO最高会議代表団が統治者に会見し、党大会の決議文と背景を説明した首相の書簡を提出した。しかしク

ランタン、ジョホール、パハンの各州王は、UMNO の代表団との会見を拒否し続け、他の統治者も明確な意思表示をしなかった。91年11月の UMNO 党大会では、統治者の政治介入のみならず、その地位を利用した利権漁りに批判が集中し、前年の決議の継続実施、あるいは憲法改正を求める代議員の発言が相次いだ。

UMNO 最高会議代表団は1992年2月24日に国王と、25日には、折から第156回統治者会議のためにクアラルンプールに集まった7人の州王と会見し(クランタンとクダーの州王は欠席)、国王、州王からその「行動規範」の作成に同意を取りつけた。以後少なくとも4回の会談を経て、7月4日に、冒頭に記した「憲法原則の宣言」が発表されたのである。

◎「憲法原則の宣言」 宣言の目的は、同時に発表された国璽尚書の声明によれば、国王・州王の権限と特権のうち、国民の間に混乱を生じている一定のものの性質と範囲を明らかにし、確認することとされている。

宣言の第1項は、国王・州王が確立された慣行と慣例にしたがって直接的にも間接的にも政党政治に関与しないことを簡潔に宣言している。続く第2項以下の4項目のほとんどが、州王による州首相、州行政議員(州議員の中から任命され、州首相の下にいわば州政府の内閣を構成する)、州政府上級職員の任命のルールを確認することにあてられている。このうち第4項の前半は、国王・州王による任命は、基本的には、その独自の判断に基づく権利の行使ではなく、「助言に基づく行動」つまり政府(特定の状況では政党)の決定に対する同意だということを確認している。これに対して第4項の後半は、国王・州王が行政との関わりで、相談を受ける権利、勧告する権利、警告する権利、行政についての情報を求める権利を持つことを確認している。

第6項は国王・州王が営利事業に積極的に従事しないこと、第7項は、王室財務官が王室費の管理・運用にあたること、第8項は国王・州王は憲法の原則に従って、イスラムの保護に当たること、第9項は、論争を招く恐れのある州行政に関わる問題は、一切メディアにもらしたり、メディアと

の話題にしたりしないことを、それぞれ確認するものである。いずれも第2~4項に比べると短く簡潔な表現にとどめられている。

以上のように「憲法原則の宣言」では、政党政治と営利事業への不関与を一般的に宣言することよりも、国王・州王の任命行為に關わる原則の確認にずっと大きな力点が置かれている。つまり統治者の任命行為は、憲法の条文と憲政上の慣例によって、国家を運営するための公的な機能として規定されており、そこには私人としての国王・州王の恣意的な判断が介在する余地はないという原則である。マハティール政権の狙いは、宣言に関する限り、国王・州王と政治家・官僚のパトロン・クライアント関係を解体し、これをテコに、特権を利用した一部の王族や実業家の不公正な利得のチャンネルを封じようというものであろう。

◎宣言の限界 この間 UMNO 次席副総裁および閣僚として、宣言の起草と統治者との折衝に指導的な役割をはたしてきたヌワール蔵相は、宣言発表直後に、宣言が立憲王制の原則を強化し、王宮と政府の関係を増強すると確信する、と述べた。しかし宣言発表とは裏腹に、事態は行き詰まりに陥ったのである。これは、宣言の法的性格と効力が不明確だという限界によるところが大きい。憲法には統治者が集まって宣言を発するという行為に関してなんの規定もない。先に触れた1992年2月の国王・州王と UMNO 代表団の第2回会談では、国王・州王の「行動規範」を作成することが合意され、UMNO 側はこれを第157回統治者会議(6月)で採択を持ち込むこととした。4月の第4回会談では「行動規範」を「統治者宣言」に改称し、さらに国王・州王の交渉相手も UMNO 代表団から連邦政府に変更するなど、両者の確認に公的な色彩を持たせる努力が払われた。しかし宣言は統治者会議という憲法に規定された機関では彩扱されなかった。しかも7月4日に宣言への署名に同意を与えたのは9人の州王のうち6人と国王であった。そもそも今回の問題の発端をつくったクランタンの州王は承認を拒否し、ジョホール、クダーの州王は態度を保留し続けた。つまりこの宣言では、1990年 UMNO 党大会の決議が意図した、クランタン州王のみならず統治者すべての行

動の規制は実現されなかったのである。

クランタン州王は、1991年の第1回会談から会談への出席そのものを拒否し、3月27日には、コーランを除くいかなる道徳原理も州王を拘束できないと声明し、4月9日には、州王の行動規範は州憲法で十分であり、州議会与党ではないUMNOには州王を指導する権限はないと反発を強めていた。しかも同州王はマハティール政権との関係が緊張しているさなかの3月19日に、統治者に免税が認められる台数を超えて新たに外車(時価6500万マレーシア・ルピア)を、その輸入税210万マレーシア・ルピアを払わないまま、保税倉庫から持ち出すという事件を引き起こしている。3月23日、マハティール首相がこの事件を法に則り処理するとの談話を発表したのに対して、クランタン州王は、些細なことを大げさに騒ぎ立て、統治者のイメージを傷つけようとするものと反論した。結局、州王側は輸入税納付の拒否を貫き、第三者が代わって納税することで決着がつけられたが(6月26日アヌワール蔵相発表)、この第三者が誰であるかはついに明らかにされることがなかったという不明瞭な処理であった。

以上のように「憲法原則の宣言」は所期の目的を達成できず、マハティール政権の攻勢は、頓挫したかにみえた。11月6～8日のUMNO党大会では、この問題について少数の代議員から、残る3人の統治者に宣言署名を働きかけるようにとの党最高会議への要請がなされたにすぎなかった。

◎ジョホール州王傷害事件 「憲法原則の宣言」をめぐってマハティール政権が陥った手詰まりの状況は、11月30日にジョホール州王が傷害事件を引き起こすことで急速な展開を見るに至った。ジョホール州王は、同州ホッケー協会の全国試合ボイコットの方針を批判した同州カレッジ・チャンピオン・チームのコーチを州王宮に拉致し、殴打したのである。州ホッケー協会の決定は、ジョホール州王の第2王子(22歳)が、7月10日の全国ホッケー試合後に更衣室で相手方のペラ州チームのゴール・キーパーに暴行を働き、全国ホッケー連盟から5年間の出場禁止処分を受けたことに抗議するものであり、州王の圧力によるとみられていた。

この事件について12月2日の閣議は、たとえ州

王・王族といえども部外者が政府の行政や、政治とスポーツに関わる問題に介入することを許さないとの方針を決め、3日、ガファール副首相は問題のコーチに被害届を警察に出すよう呼びかけた。5日マハティール首相は、憲法第181条2項の統治者の免訴規定(国王・州王その人に限って認められ、王妃、皇太子などの王族には及ばない)にもかかわらず、統治者は法を超越した存在ではなく、政府は相応の措置をとるとの談話を発表した。以後、ジョホール州王の行為を非難する政府・与党指導者の発言がメディアを埋め尽くすなかで、7日、問題のコーチは被害届を警察出し、9日の閣議はジョホール州スルタンに対する非難動議を国会に提出することを決めた。

10日ガファール副首相が下院に提出した動議は、(1)下院はこの事件の発生を悲しみかつ重大視する、(2)下院はこの事件が連邦憲法の精神に反し、立憲王制と議会制民主主義に基づく法の願うところに背馳すると判断する、(3)下院は、今後同様の事件が繰り返されることを防ぐために必要なあらゆる措置が講じられるべきであると決議する、の3点の決議を求めるものであった。ガファール副首相は動議提案理由の説明のなかで、政府が立憲王制の維持を願っていることを確認したうえで、マレー人統治者の犯した誤りはなんであれそれを指摘して正すのが政府の責任であり、国民が自ら統治者に過激なやり方で反応し、統制のとれない行動に訴えないうちに、王制を保護するのが政府の意図であると、動議提出を正当化した。決議案は4時間の審議のうち、DAPや46年精神党などの野党議員を含む出席議員96人(下院定数180人)の満場一致で可決された。上院も16日全会一致でこの決議案を可決した。この間11日には7月の傷害事件でジョホール州第2王子の逮捕が指示され、同王子は14日自首、15日起訴され、罪状を否認のうえ保釈となった。

こうしてジョホール州王の暴行事件は、2日の内閣の見解に見られるように、ただちに統治者の政治介入に結びつけられ、統治者に対する法の支配を確認する国会決議が、きわめて短期間のうちに採択されたのである。マハティール政権は事件をフレーム・アップしたわけではない。とはいえるが、この点で興味深いのは、ジョホール州第2王子が

起こした7月10日の暴力沙汰は、すでに7月28, 29日付けの *New Straits Times* 紙に報道されていたにもかかわらず、逮捕の指示が出されたのは前記のように12月11日だったことである。あえて勘ぐればジョホール州第2王子の事件は、州王自身の犯罪が行なわれる時に備えて放置されていた可能性はある。これまでの同州王の、殺人を含む多数の粗暴な振る舞いは周知の事実であり、また1988年に当時国王であった同州王が、首相の勧告を得ることなく最高裁長官の罷免を図ろうとするなど不用意な憲法無視の行動が多かったからである。政権が「憲法原則の宣言」後の手詰まり状況を打破する機会をじっと窺っていたと見て、それほど大きな誤りはなかろう。同時に、副首相が動議提案理由の中で、「公正な王は尊敬され、残忍な王は廃位される」というマレー人の諺を引いて、王制を保持するか否かを決めるのは統治者自身であると述べている点も見逃せない。これは立憲王制廃止の恐れをちらつかせて、政府が今後との措置を承認するよう統治者たちに求めたに等しい。

◎免訴特権の廃止 12月10日、下院で非難決議が採択された直後に開催されたUMNO最高会議臨時会議は、統治者の免訴特権を廃止する憲法改正を行なうべきだと全会一致で決議した。統治者の免訴特権は、憲法第181条(2)項に、「個人的権能において行動する州統治者に対しては、いかなる法廷においても訴訟を起こされないものとする」と規定されている。この規定の改廃は第1にマレーシア立憲王制の変質という問題、第2に改正に先だって統治者会議の同意を得なければならないという困難な手続き上の問題を提起する。このうち第1の問題については後に触れるとして、まず、第2の問題に即して、経過を追ってみよう。

UMNO最高会議の決議を受けて、12月12日に与党連合である国民戦線最高会議が統治者免訴特権の廃止を決議し、16日の閣議は、憲法改正案審議のために下院を1993年1月18, 19日、上院を1月20日に招集すると決定した。この間、国会での改正に先立つ統治者会議の同意の取りつけについて、マハティール首相は、統治者会議の同意取りつけの必要性を認めて説得の意向を表明し(10日のUMNO最高会議後)，さらに説得に失敗の場合は、

同意のないまま特別国会で改憲案の採択を図る(12日の国民戦線最高会議後)との方針を打ちだした。

説得失敗の場合の方針は、必ずしも政権の不退転の決意を示すだけのものではなく、「憲法原則の宣言」に際して見られた一部の統治者の抵抗からすると、かなり現実性の高いシナリオであった。この場合、統治者会議の同意を得ないことで国会による改正自体が憲法に違反する可能性が出てくる。しかし同時に、国会の可決した法案が国王により差し戻される場合、国会が同法案を再度可決すれば、再可決後30日で法として発効するという、憲法第62条の規定を援用する道が考えられる。ちなみにこの規定は、同じマハティール政権が1983, 84年に統治者の政治介入を抑えるため、統治者の法案への同意は政府の助言に従う自動的なものとするという趣旨の憲法改正を試みて、統治者のみならずUMNO内の反マハティール派の抵抗にあい、妥協的に成立した規定であった。

むろん憲法第62条の援用は、この憲法改正が統治者会議の同意に関しては違憲であるという可能性を否定するものではない。そこで「憲法改正」後に違憲訴訟が提起される可能性が出てくる。しかしその場合にも、現在の最高裁判所は、1988年のマハティール政権による最高裁の長官と3判事の罷免を通じて、行政の優位を認める方に傾いた体制になっていることに依拠することができよう。

◎統治者の抵抗 マハティール政権は、推測もまじえて言えば、おおよそ以上のような対決的な見通しをもって、統治者の免訴特権廃止に踏み出した。12月22日、マハティール首相、ガファール副首相、アヌワール蔵相、ハミッド司法相、タリブ検事総長、および9州の州首相を招集した会議が開かれた。席上、まず改憲案に統治者会議の同意を得てから、特別国会に上程するという手順が確認され、アジズ・クランタン州首相を含む9人の州首相全員が同意を表明した。マハティール首相は12月30日のUMNO支部役員全国集会のあと、すでに検事総長作成の改憲草案を受け取ったことを確認したうえで、改憲案は統治者免訴特権の廃止は改憲前の問題に遡及・適用されないことのか、免訴に関する恩赦委員会および扇動に関わ

る規定が改正されるとの見解を示した。1993年に入ると、マハティール首相はこの草案をもとに統治者側と1月9, 15, 16, 17日に非公式協議を積み上げ、説得に努めた。協議は非公開であり、その進捗状況を知ることはできないが、マハティール政権は16日の会談では、統治者の刑事・民事訴訟のための特別法廷設置などを加えて、1月初めの改憲原案を一部修正する意向を表明し、柔軟な姿勢を示した。

他方、統治者側ではクランタン州王が、シャリーア（イスラム法）が導入されれば、免訴特権を放棄するが、現在の憲法の改正には同意できないという立場を貫き、クダー州王と連絡するほかは、公式・非公式の統治会者議に一貫して出席しなかった。その他の統治者の間では改憲案の特別国会 上程前（1月16日）に特別統治者会議を開催することで合意が達成され（12月18日パハン州王発表），以後年内は12月21, 24, 27日に非公式の会合を持って、対応策を協議した。このうちジョホール州王は12月下旬に、王宮での州民との対話集会（1月8日）を招集して、政権のキャンペーンに対抗する姿勢を示した（集会そのものは同州首相と警察の勧告で、直前になってとりやめとなった）。これに対して1992年中に改憲案への同意を示したのはスランゴール、トレングヌ、ペラの2州王と1皇太子（州王代理）にすぎず、決断は93年1月16日以降に持ち越された。これはマスメディアが、法の規定を大幅に上回る統治者・州王室の行政サービスの享受、利権の配分、王室費の規模、豪奢で乱脈な生活などの実態を連日報道し、93年に入ってから一段と強化したことへの反発もあるとみられる。

**◎憲法改正** 当初1月16日に予定された特別統治者会議は18日に延期され、16, 17日には先に触れた統治者6人（クランタン、ジョホール、クダーの各州王が欠席）と首相、副首相、蔵相の非公式協議が行なわれた。非公式協議では双方が歩み寄り、統治者の同意はほぼ確実と伝えられた。しかし18日の特別統治者会議は準備不調を理由に、政府の改憲案への同意を拒否した。統治者会議の議事は非公開であるため、会議の流れが急変した理由は明らかではない。

このためマハティール政権は、前日の修正改憲

案を放棄し、18日からの特別国会に前年12月末作成の改憲案を上程、下院は19日に賛成133票（国民戦線129票、無所属4票）、棄権16票（DAPなど）で可決、上院も全会一致で可決した。

その後約20日間にわたり政権側は、法の規定を超過する統治者に対する行政上のサービス・支出、たとえばパハン州王の専用機保管料、スランゴール州王ヨットの維持、身辺警護などを削減する措置をとった。そのせいかあらぬか2月11日に開催された特別統治者会議には、クランタン州王代理（決定権はクダー州王に委任）を含めて9人全員が出席し、1月の特別国会で可決した改憲案について、特別法廷の設置などを加えることを条件に、国会への差し戻しを決定した。マハティール政権も、この条件をのみ改憲修正案を3月の国会に上程することとなり、問題はようやく一段落を見た。

改憲修正案によれば主な改正は次の3点にまとめられよう。（1）第32条、第181条：個人の資格でなされる統治者の行為は、刑事・民事訴訟の対象となる。その裁判のため、最高裁長官、東西マレーシアの大法官、統治者任命の判事2人の計5人で構成される特別法廷を開設する。（2）第38条、第42条：統治者の赦免権は統治者自身とその家族に及ばない。（3）第63条、第72条：国会、州議会における統治者の行為に関する議員の発言と討議は、扇動法の適用対象としない。

**◎改憲の意味** 上記の改正の第3点は、1990年と91年のUMNO党大会に際して、公開の場での統治者批判を可能とするために、政権首脳部が打ちだした扇動法の新解釈、つまり立憲王制を否定しない限り統治者の批判は自由であり、扇動法による処罰の対象とならないという解釈を、今回の憲法改正で取り込んだものである。逆に言えば、当時の強引な法解釈による統治者批判キャンペーンをここにきて合法化して辻褄を合わせたというわけである。法の支配を統治者にも及ぼすという課題は、この強引な法の運用によってはじめて可能となったのである。

また、先に「免訴特権の廃止」の項では、憲法の法案裁可規定と司法府の独立の相対的な弱さが、統治者の同意が得られない場合のシナリオを支えるであろう、と指摘した。この裁可規定も司法府

の相対的な地位も、マハティール政権が行政中枢の強力な指導体制を築く過程で生み出されたものである。

以上のような文脈で今回の王室の綱紀粛正を求める改憲を捉え直すと、それは、政治・経済介入によって行政と市場経済の効率を損ねるに至った王権に強引な法の運用によって法の支配を及ぼし、王権を行政権を頂点とするピラミッドに組み込む政権の運動として理解されてくるのではあるまいか。一見、マハティール政権による封建的な王制の近代化・民主化と見える運動も、マレーシアの固有性を色濃くおびているとみられる。

今回の統治者批判の過程で、統治者の特権と地位を利用して市場を経由することなしに利得を実現するレンツの発生が、マスメディアにより多くの例をもって糾弾されてきた。確かに市場原理の機能する分野の拡大、競争原理の導入は、マハティール政権が2020年ビジョンを追求する際の重要な手法であるが、その適用は決して直線的なものではない。冒頭に記したように統治者会議の重要な機能は、統治者自身の特権の維持と並んで、マレ一人を中心とするブミプトラの特殊な地位の保護であった。今回の憲法改正ではブミプトラ保護の問題は一切提起されず、むしろ改正の結果、統治者がこの任務により精励せざるをえない状況が生まれたという意味で、ブミプトラ保護は強化されたのである。このことはマハティール政権の開発政策が、割当制などの市場によらない資源の配分を伴うブミプトラ政策を一方の極に、市場化政策を他方の極にもつことで、マレーシアの現実に柔軟に対応していく構造を持っていることを示すのかもしれない。

**●1993年の課題** マハティール政権は1992年に統治者に関わるパトロン・クライアント関係の抑制の面では、大きな歩を進めた。しかし同じ92年に、政治指導者に関わるそれの抑制にはほとんど手がついていないことを示唆する二つのできごとがあった。

第1は Maika Holdings Sdn. Bhd. 社（以下、Maika 社と略す）をめぐる汚職の噂である。Maika 社は1980年代半ばにマレーシア・インド人会議（MIC）が、インド人の法人部門株式資本比率を拡

大するため設立した持株会社である。92年10月現在の払込資本1億 $\text{万}^{\text{ル}}\text{バーチ}\text{ル}$ 、株主6万人余でインド人社会最大の持株会社である。政府の資本所有再編成政策に沿って与党が経営する企業として、公企業の株式公開・上場に際して優先的割当を受けてきた。90年9月のマレーシア電信電話会社（STM）の株式公開では当初1000万株の割当を受けたが、このうち900万株が回収され、ウェル MIC 党首の息子や同党役員が経営する三つの会社に再分配された。

STM 社株式は公開・上場後の値上がりが確実視された優良株であるため、ウェル親子をはじめとする MIC 指導部が Maika 社を利用して不正な利益をあげた疑いが持たれ、汚職取締局が92年5月から捜査を開始した。7月に入るとウェル父子など関係者が資産報告を求められ、直接取調を受けるなど緊張した事態が続き、7月15日にはマハティール首相が捜査はウェル党首の閣僚（エネルギー・通信・郵政相）辞任を云々する段階に至っていないとの談話を発表せざるをえないまでになった。しかしその後は、捜査結果が公表されないまま続報がなくなった。ところが10月17日ウェルは得票率96%で MIC 党首に再選され、翌18日には Maika 社が3年続きた税引き前赤字を出しながら3年ぶりに復配するという妙な決算が発表された。配当の財源は 776 万 $\text{万}^{\text{ル}}\text{バーチ}\text{ル}$ の投資売却益であった。つまり同社本来の目的である株式資本の蓄積を犠牲にした一種のたこ配当をやったとみられる。汚職の容疑はともかく、企業を経営する政党が支持者に無理な配当を出し、政府は資本再編成策の名の下に優良株を分配して株主資本の食いつぶしを少しでも防ぐという関係が示唆しているのである。

第2は、1993年の UMNO 党大会で予定される党総裁以下の役員（任期3年）選挙をめぐって、有力候補者の支持者の間で早くも92年7月頃から中傷文書合戦が開始されたことである。中傷の種はたとえばマハティール総裁の場合はその一族のビジネス活動の保護、アヌワール蔵相の場合は民営化政策を通じての特定少壮企業家たちの支援と政治資金作りである。それぞれの文書の真偽は別として、UMNO における利権を媒介とする支配と支持の関係を反映するものであろう。噂ではサバ州の UMNO 支部では93年大会の代議員ポストひとつにすでに100万 $\text{ル}^{\text{バーチ}}$ が動いたといわれる。

1993年の党大会でマハティール総裁が再選されることは確実とみられる。とすれば同総裁にとつての最大課題は、上に記したような金権構造を抑えながら、アヌワール蔵相をはじめとする次世代の指導者が競争の中で後継者に育っていくような党内外の環境を創り出すことであろう。

## 経済■■■

◎輸出の下支えで成長 中央銀行「1992年報」によれば、92年のGDP成長率は8.0%となった。90年の9.7%，91年の8.7%から引き続き低下傾向にあるが、なお高い水準にある。しかし成長の内容は過去2年の内需主導型から輸出下支え型に一変している。成長率に対する内需の寄与度を見ると90年13.5ポイント、91年15.1%ポイントであったものが、92年には2.2%ポイントに急落した。なかでも民間消費(GDP構成比は91年に54.7%)の実質伸び率は90年の13.1%，91年の9.9%から92年には2.0%に急落し、92年の寄与度は1.0%ポイントとなったのである。同時に民間投資の伸びが急速に低下し、財政も慎重な運営に転換した。対外部門では輸入の伸びが内需動向を反映して実質で前年の23.7%から92年に1.6%に急落したのに対して、輸出の伸びも15.0%から8.4%に低下はしたが、底堅く推移した。この結果、ネットの海外需要の寄与度は91年の-6.4%ポイントから5.8%ポイントのプラスに転じて、成長を支えたのである。そうした事情から年内いっぱい景気の過熱感が続き、インフレ懸念は払拭されなかった。この点に注目して需要・生産の動きをレビューしたい。

◎消費ブームの鎮静化 過去4年間の高度成長に伴って失業率が1988年の7.9%から低下を続け91年に4.3%，92年に4.1%となるなど、労働力需給は逼迫し、賃金も上昇した。製造業の賃金増加率(対前年同期・月比)は92年第1四半期に11.4%，9月でも8.4%と引き続き高い水準にある。さらに92年には公務員賃上げの遅延分が2度にわたり支給された。同じ92年に半島部で約50万人の外国人不法就労者が登録され、就労が合法化されたが、これは労働市場への新規参入ではなく、少なくとも短期の賃金動向を左右するものでない。所得に

関する限り、民間消費の大幅な減速を説明する要素は見あたらない。

他方、1992年に乗用車販売台数は前年の14.2%増から13.7%減に転じ、銀行の消費信用貸出の伸びは35%から8.5%に大幅減速した。消費財輸入の伸びは91年の23.0%から92年に2.0%に急落したが、このうち耐久消費財は45.3%増から12.2%のマイナスに転じたのに対し、食品の増加率は13.9%から8.3%に低下したにとどまった。つまり民間消費の大幅減速は耐久消費財の分野で起こったのである。乗用車、家庭用電化製品、宝石・貴金属などの耐久消費財需要の急速な拡大は、88年以降の消費ブームの特徴であったが、これが一巡したとみられる。さらに90年半ば以来の金利上昇を背景として、91年末のクレジット・カード発行規制、92年1月の自動車ローン返済期間の短縮、4月の蔵相による強制貯蓄拡大の示唆など、全般的引き締めというよりは消費抑制を狙いとした一連の金融政策がとられてきたが、その効果がようやく出てきたという面もある。

公的部門消費の伸び止まりもあって、貯蓄率(国民粗貯蓄のGNP比)は1991年の28%から92年に32.3%に拡大した。しかし91年開始の第6次5カ年計画ではGDP成長率目標を年率7.5%，貯蓄率目標を期間累計ベースで34.1%と設定している。したがって92年の貯蓄率は、投資率とのバランスの問題はあるが、中期計画の目標をほぼ達成したと言えよう。この意味でも民間消費の項で触れた一連の金融政策は評価できそうだ。

◎投資 1992年の民間投資の実質増加率は前年の27.2%から6.9%に低下し、前年までの4年間にわたり実質で年平均29.8%の増加率を達成した投資ブームが一段落した。これを反映して92年の投資財輸入の伸びは前年の37.7%から4.2%に落ち、銀行部門の対製造業融資の伸びも24.9%から9.1%に低下した。製造業では外資の伸びが低下し、内資は減少に転じたと見られる。製造業投資の先行指数ともいべき製造業投資認可額の92年増加率は-14%，うち外資2.0%，内資-33.3%であった。国別では台湾が-58.2%，日本が-16.6%と落ち込んだのに対して、フランス、アメリカ、オーストラリアが石油化学を中心に大幅増加とな

った。これは今後2、3年の製造業外資の中心が資本集約産業となることを予想させるものであり、先にみた労働市場の逼迫やインフラ面のボトルネックに直面する経済にとって必ずしも悪いことではない。

公的部門の投資も財政上の配慮から伸びが抑制されたこともあり、投資率(対GNP比)は1991年の38.3%から92年に33.3%に低下し、貯蓄不足は同じく10.1%から3.1%に縮小した。

なおインフラ面では1992年9月29日に半島部のクランタン、トレングヌ、ブルリスを除く全域が停電に見舞われ、復旧に2、3日を要し、生産活動に推定2億1900万ドル相当の被害が出た。原因は落雷とされるが、問題は半島部の電力事業を独占する全国エネルギー会社(TNB)の供給余力(発電能力と最大需要量との差)が7%しかないことにある。また首都の空の玄関口であるスパン国際空港では、4月16日と10月15日の2度にわたり大規模な火災が発生し、後者では管制塔の200万ドルを超える機材が焼失した。インフラ管理も限界にあることを示す事故である。電力の場合には発電事業への民間企業参入が始まりつつあり、空港は首都の南西での新空港用地取得が開始されているなど、中期的な対策はあるが、ここ数年はインフラ不足に悩まされそうである。

**●輸出・生産** 1992年の輸出増加率は8.6%となり、86年以来初めて二桁を割り込んだ。品目別では農産物と鉱産物がそれぞれ0.6%、14.5%の減少となったが、製造業品は17.0%増加し輸出総額の69.8%を占めるに至った。市場別では台湾、香港が20%台の高い伸びを示し、アメリカも前年の18.5%から19.6%に増加率が上がった。ただし対米輸出は92年に入って電子電機、繊維を中心にしてその増加率(対前年同期比)が期を追って上がってきただが、第4四半期に入って12.2%に低下しており、アメリカの景気回復のもとつが反映された。他方、一次産品中心の対日、対韓輸出はそれぞれ9.6%と15.0%の減少となった。

一次産品のうち原木と製材品は、それぞれ7.5%、9.1%の生産増加となった。木材加工品に対する国内需要の急増を背景とする、サバ、サラワク両州の木材加工業の育成が進んだ結果である。

このほかパーム油・パーム核油の生産が3.8%増加したのを除くと、鉱産物を含めて一次産品の生産は海外市場の不振を反映して伸び悩むか、減少した。

製造業生産は業種によってばらつきが出ており、輸出向け業種では電子電機の伸び率が低下したが繊維・衣料品やゴム製品のそれは増加した。他方、国内市場向け業種では金属加工、基礎金属などの生産が加速されたが、製造業全体としての生産の伸びは緩やかな低下を続け1992年に10.5%となっただ。

**●国際収支** 輸出の底堅い伸びと輸入増加率の急落によって、1992年の貿易収支は前年の4億6100万ドルの赤字から72億6200万ドルの黒字に転じた。またサービス収支の赤字に大きな変動がなかったため、経常収支赤字は前年の124億5900万ドルから44億ドルに大幅に縮小した。長期資本収支では公的部門(純額)が債務の期前返済が進んだため19億7800万ドルの赤字となったが、民間長期資本の純流入額は104億8900万ドルと前年並の水準を維持した。注目されるのは民間短資の純流入額が前年の4倍余りの106億7200万ドルにのぼったことである。これは国内高金利と活発な証券市場にひかれて短期資金がシンガポールなどから流入したためである。

**●金融** 景気の過熱とインフレを懸念する金融当局は、1991年8月に続き92年5月に銀行部門の法定準備率を1%引き上げて、過剰流動性の吸収をはかった。これに伴い91年第3四半期に上昇した金利が92年を通じて高まるうことになった。

高金利はすでに触れた民間部門の貯蓄性向の高まりを助長し、また近隣諸国の短期資金を引きつける一方で、投資伸び悩みの一因となった。こうして金融部門の貸出/預金比率は1991年末の96.9%から92年末の91.9%へ低下を続け、9月に商業銀行基準貸出金利がわずかに下げに転じた。しかし金融当局が引き締めスタンスを維持したため、クアラルンプル銀行間出し手金利(KLIBOR、加重平均)でみると6カ月ものが91年末の8.3%から1年で0.3%下がり、翌日ものが同じく7.7%から0.3%上がり、長短金利差がなくなるという構造が生まれた。他方、貿易収支の黒字への転換と短

期資金流入により、リンギが91年末から上昇に転じ、92年8月末に対米ドルで9.2%の切り上げとなった。リンギ切り上げによる輸出競争力低下をおそれる産業界からの要望が強まるなかで、年末に多国籍企業のドル需要を契機にリンギは91年末比4.3%の水準まで戻した。

この短期・長期の資金流入の吸収に貢献したのは、民営化公企業を中心とする上場企業の増加で資金需要を拡大した株式市場であった。民営化関連では2月に国産車のProton社、5月に電力事業のTenaga Nasional Bhd.社(TNB)、11月にKelang Container Terminal Bhd.社(KCT)がそれぞれ株式を上場した。とくにTNBの上場は685万株(1株8.75%)とクアラルンプル市場で過去最大規模の上場・資金調達(32億1400万\$)となり、また内外の投資家を対象とする入札制度を初めて採用した。このほか1992年を通じて42社がその株式を上場し、前記3社を含めて267億1000万\$を調達した。

以上のように、金融当局は一方で高金利を維持して、消費抑制・インフレ回避・貯蓄性向引き上げの効果をあげ、経常収支黒字や海外短期資金を株式市場に誘導して企業の資金調達コストを下げ、民営化を促進し、資本市場の拡大・充実を進めるという積極策を展開したのである。ちなみに、1992年の消費者物価指数の上昇率は前年の4.4%から4.7%に微増し、クアラルンプル証券市場総合指数は92年末に対前年比15.8%増の643.96に上昇、同じく年間の出来高は71%増の514億6900万\$となった。

## 外 交 ■ ■

◎EAEC 1992年1月27、28日に開催されたASEAN首脳会議は、「1992年シンガポール共同宣言」を発表したが、その中で、東アジア経済協議会(EAEC)構想について、「必要が生じたときに東アジア諸国が共通に関心を持つ問題について協議を行なうことは、域内の協力の拡大と、自由で開かれたグローバルな貿易システムの助長に寄与し得る」と評価した。しかしその実施については、同時に採択された行動計画の中で、内容を固めるために高級事務レベル協議を継続すると言及され

るにとどまった。これは事実上の棚上げであると見られた。90年末のマハティール首相の提唱以来、明確な理由を示さないまま同意を避けてきたインドネシアが、首脳会議でも否定的な反応を示した結果である。

にもかかわらずマハティール政権は、1992年を通じて中国、ベトナムの支持を確認しつつ、日本にその参加を求める働きかけを続けてきた。前者には4月のマハティール首相の訪越、8月の姚依林中国副首相の来訪、10月アブドラー外相の訪中・李鵬首相との会見などの機会を捉えた確認がある。後者は、9月にAPEC閣僚会議出席の途上來訪した渡部通産相に対するマハティール首相の構想説明と検討要請が代表的なものである。しかし日本側はEAECからのアメリカの排除に難色を示し、コミットメントを避けるという立場を崩さなかった。

こうした中でEAECは、その実現可能性はともかくとして、アメリカの保護主義的傾向と北米市場圏への東アジア諸国取り込みの動きに対する、マレーシアのみならず域内の途上国の警戒心を象徴するという地位を国際的に確立した感がある。

この警戒心は、8月の北米自由貿易協定(NAFTA)合意後のアメリカが、同協定をアジア諸国にも拡大する構想を表明したのに対して示された「ASEANを分断して経済成長を妨げるもの」という首相の強い反発にも反映されている。

途上国と連合して、国際社会における先進国の国家エゴとダブル・スタンダードを糾弾し、マレーシア独自の開発路線を確保するという外交戦略は環境問題でも発揮された。4月27、28日にクアラルンプルで開催された第2回開発途上国環境担当相会議で、マハティール首相は地球規模での環境破壊に対する先進国第一義的な責任を追及し、途上国の主権としての開発権を主張する立場への参加国の合意を取りつけた。これを背景に6月リオで開催された地球サミットでは、途上国のイデオロギーとして発言、サミットの宣言に開発の権利承認を組み入れることに成功した。

◎ベトナムとの関係緊密化 1992年1月20~23日にボー・バン・キエト・ベトナム首相が公式来訪して、すでに触れたようにEAECに対するベ

トナムの支持が確認されたほか、マレーシアはベトナムの東南アジア友好・協力条約加入の意向を支持し、両国は航空・海運路線の開設、石油・ガス分野での協力強化、マレーシアによる農業・工業援助などに合意し、投資保証協定に調印した。

4月19～24日にはマハティール首相が、連邦閣僚4人、州首相5人、経済界からの108人で成る大型代表団を率いてベトナムを公式訪問した。この際、両国は経済・科学技術協力協定、郵便・通信協力協定、および技術援助に関する覚え書きに調印した。さらに21日には、マレーシアの商業銀行ペブリック・バンクとベトナム投資開発銀行との合弁銀行開設式が行なわれた。同日、Petronas Carigali Overseas社（マレーシアの国営石油会社Petronas社の子会社）の事務所も開設され、23日にはマレーシア側51%出資の合弁によるホテルの定礎式が行なわれた。このうちマ・越合弁銀行は5月18日に営業を開始した。7月に来訪したベトナム貿易代表団によれば、マレーシア企業の対越投資額は1億9500万ドルにのぼり、Petronas社のほか、レノン・グループ、ガスリー・グループなどが進出しているという。また10月には両国の軽工業分野での協力を規定した取り決めが調印されたが、これには飲料水製造およびパーム油精製が含まれている。

**◎南沙問題** さらに両首脳の相互訪問に際して、南シナ海における共同開発の検討が合意された。1月のベトナム首相来訪に際して、アブドラー外相は、両国は南シナ海で両国の領有権が重なる区域での共同開発に合意したと発表し、マレーシア

外務省は、この領有権が重なっている区域とは両国間の大陸棚であり、南沙群島は含まれない、という確認の声明を発表した。これはマレーシアがタイとの間で確立してきた、領有権の主張が重なる区域については、一方で解決のための交渉を進め、他方で共同の組織を設けて開発も進めるという方式を適用したものとみられる。

6月3～5日にクアラルンプールで開催された両国高級事務レベル会談では、(1)両国に関連する区域についてのみ話し合いを行なう、(2)第3国に関連する区域については関係国も含めて話し合いを行なう、(3)南沙群島については関係諸国が交渉と協調で解決にあたる、(4)両国は係争区域の確定を行ない、確定までの期間、当該区域での石油探査と採掘に協力する、の4点に合意した。

7月のASEAN外相会議で採択された「南シナ海に関する宣言」は、上記のマ・越合意に近い（ただし経済開発や石油探査には直接触れていない）が、具体性に乏しく、中越ともに支持を表明するという妙な結果になっている（本年報の「1992年ASEAN・APEC」を参照）。ちなみに8月に来訪した姚依林中国副首相は、南沙群島の領有権を主張するすべての当事国と話し合う用意があると言明している。さらに同月訪中したナジブ国防相に対して、李鵬首相は同群島の共同開発計画を示したと伝えられている。

とすれば1993年にはこの問題をめぐって当事者諸国の外交的調整能力が問われる次元に進む可能性があるが、その場合これまで対決的な局面でもっとも力を発揮してきたマハティール外交の脱皮が課題となりそうである。

（動向分析部主任調査研究員）

# 重要日誌 マレーシア 1992年

**1月10日** ↪政府、全国マレー人工商会議所と共に第3回ブミプラ経済会議、クアラルンプルで挙行(3日間)。ブミプラと非ブミプラの共同事業促進、ブミプラ投資信託基金の設立など10決議を採択。

♪楊尚昆中国国家主席、来訪。11日首相との会談で、EAEC構想の全面的支持を表明、14日、離マ。

**20日** ↪ボー・バン・キエト・ベトナム首相、来訪。マハティール首相との会談で両者は、ベトナムの東南アジア友好協力条約加入の意向、マのEAEC案推進を支持。21日、両国は投資保証協定に調印。23日、離マ。

**22日** ↪クアラルンプル高裁、州議員の在職中の離党を制限したクランタン州憲法改正を連邦憲法違反と判断。

**25日** ↪マハティール首相、シンガポール訪問。同日、ゴー・シ首相と会談。バトゥ・ブテー島領有権、第2コーズウェイ建設、ウッドランド基地使用などの問題を話し合い、27日からのASEAN首脳会議に出席、28日に帰国。

**28日** ↪マハティール首相、ASEAN首脳会議後の記者会見で、日本は軍事的役割を持たない方が良いが、カンボジアのPKO参加は支持、と表明。

**29日** ↪シンガポールへの天然ガスパイプライン開通。

**2月12日** ↪インドネシア訪問中の劉賢鎮科学・技術・環境相、スハルト大統領がマラッカ海峡の環境保護のため通航船舶からの通航料金徴収を提案と語る。

**19日** ↪アブドラー外相、カンボジアを公式訪問。19日、銀行協定、民間航空協定に調印。21日、離カ。

**24日** ↪UMNO最高会議代表団、国王と会見、翌日は各州王と会見。国王・州王の行動規範作りで合意。

**3月3日** ↪ヤコブ陸軍参謀長、南沙問題の武力による解決には反対だが、わが国の領土は必ず防衛と談話。

♪マハティール首相、ミャンマーのロヒンガ族迫害に断固たる姿勢で臨むと談。

**4日** ↪クダーマジュライ区下院議員補欠選挙で国民戦線1万4538票、PAS1万812票、投票率69%。

**6日** ↪米軍機1機、ジョホール州内に墜落。

**15日** ↪MAS、クアラルンプル～ブノンベン線に就航。

**23日** ↪マハティール首相、コタ・バルで、クランタン州王が輸入税を納付しないで外車を持ち込んだ(19日)ことに遺憾の意を表明。同州王は27日、報復心と偏見を持つ人々を非難。

**31日** ↪アズ・クランタン州首相、州政府がコーランをもとに憲法を改正するための検討委員会をこのほど設置したことを明らかにし、4月2日には、イスラム刑罰の対象には非ムスリムも含まれよう、と談話。

♪MAS、クアラルンプル～ハノイ路線運航開始。

♪ナジブ国防相、英マルコニー社からの軍艦2隻購入契約に調印。

**4月3日** ↪最高裁、州議員の党籍離脱に関するクランタン州憲法改正は連邦憲法違反と判決。

**19日** ↪マハティール首相、24日までベトナムを公式訪問。連邦閣僚4人、州首相5人のほか経済界から108人が随行。両国は20日、経済・科学技術協力協定、郵便・通信協力協定、技術援助に関する覚書きに調印。

♪ナジブ国防相、クアンタンでミグ-29戦闘機に試乗。

**21日** ↪トレングヌ州議会ブキ・ペヨン区補欠選挙、UMNO 4401票、PAS 4012票、投票率84.7%。

**25日** ↪UMNO代表団、国王と6州王に会見、「行動規範」草案を提出。「統治者宣言」に改称で合意。

**27日** ↪第2回開発途上国環境担当相会議、クアラルンプルで3日間開催。28日クアラルンプル宣言採択。30日マハティール首相は地球サミット出席の意向を表明。

**5月1日** ↪ザイナル MTUC委員長はメーダー大会で、電子産業労働者の全国組合結成を要求し、政府に解決の意思がなければ、問題を国際会議の場に提起と演説。

**2日** ↪銀行・金融会社の準備率、8.5%に1%引上げ。

**4日** ↪ムスタファ・サバ UMNO州議員、州議員の党籍変更を禁じた州憲法改正は無効と高裁に提訴。

♪米第7艦隊のタスカローサ号8450㌧、海軍ドック社での点検修理のため、ルムット軍港に入港。

♪ラフマット情報相、最近のシンガポールの非友好的態度に鑑み第2コーズウェイ建設の見直しを首相に申し入れるつもりと談話。

♪クロアチア、スロベニア、ボスニアを承認と発表。

**10日** ↪サラワク州国民戦線、PBDSの加入を拒否。

**16日** ↪アブドラー外相、ロシア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスタン、トルクメニスタン歴訪へ。

**22日** ↪国王、ラヤン・ラヤン島訪問。

**26日** ↪三菱商事発表によれば、Petronas社はLNG生産倍増(810万㌧から1580万㌧へ)のため合弁でMLNG Dua Sdn. Bhd. 設立。シェルと三菱商事が各15%出資。

**28日** ↪全国エネルギー会社(TNB)、上場。

**29日** ↪米海軍戦闘機1機がジョホール州に墜落。

**6月5日** ↪ベトナムとマレーシア、両国の大陸棚係争地区を確定し、その間、当該地区での石油探査・採掘で協力するなどの合意書に調印。

**10日** ↪マハティール首相、国連環境開発会議出席のため離マ。13日に同会議で演説。生物多様性条約に調印、気候変動枠組み条約の調印拒否を確認。20日帰国。

13日 トナシブ国防相、シ空軍機は今後ジョホール州上空飛行に際して5000'の高度をとることに改訂と発表。

19日 トカリモフ・ウズベキスタン大統領来訪(4日間)。

22日 トガファール副首相によれば、90年4月から91年8月にサバ州の外国人35万7180人のうち29万9790人が登録、不法入国者2万6095人を逮捕。

24日 トスハイミ46年精神党書記長、91年7月申請の人民戦線Gagasan Rakyatの登録が92年5月に正式認可されたと発表。

25日 トナシブ国防相、米国製海上哨戒機4機(計9300万\$)購入の契約に先月調印と明かす。

29日 トマ外務省、「マレーシアのバトゥ・プテー島領有権」と題する覚書をシ外務省に手交。

30日 ト半島部の不法就労外国人労働者の登録を締め切り、35万3739人が登録。未登録者は政府推定で約10万人。

7月4日 ト国王と6州王、「憲法原則の宣言」に署名、発表(「参考資料」参照)。

ト汚職捜査局、ウェルMIC党首(エネルギー・郵政・通信相)に対して財産報告の提出を要求。14日までにマハリンガム副人の資源相など6人の取調べを開始。

トクランタン州政府、ブルガウ・ダム建設現場に通じる道路を封鎖(12日まで)。23日、州政府と国家エネルギー会社は、ダム建設補償額について合意。

11日 トイポー高裁、Asian Rare Earth社に対して、14日以内に操業停止、有害廃棄物の恒久的貯蔵施設への移送を命じ、同時に、原告住民側の損害賠償要求を却下。最高裁は24日、操業停止と放射性廃棄物の工場からの撤去の命令を差し止め、操業再開を認めた。

21日 トアヌワール蔵相、開発支出の引き締めを示唆。

28日 ト国家企業家公社(PUNB)発足。

8月1日 トKretapi Tanah Melayu Bhd.社、発足。

10日 ト姚依林中国副首相、公式来訪(~14日)。

トDAP青年部代表、クアラルンプルの日本大使館にPKO協力法案廃止などを要求する文書を手交。18日林DAP書記長、日本政府に対して従軍慰安婦の調査報告の引渡しと補償を要求するようマ外務省に要請。

12日 トユゴーと断交。

14日 トマハティール首相、米国がEAEC案に反対しながら、NAFTAを締結するのは遺憾、と談話。

18日 トマレーシア中華商工会連合会、第2回華人経済大会を主催。クアラルンプルで2日間。

9月1日 トエリヤス・クアラルンプル市長、市庁のボルボ車22台の不正購入(250万\$)の責任をとり辞職。

5日 ト渡部通産省、来訪(~8日)。7日会見したマハティール首相はEAEC案の積極的検討を要請。

6日 ト非同盟首会議から帰国したマハティール首相、

ボスニア・ヘルツェゴビナの難民受け入れを決定と発表。

10日 トサバ州政府、93年からマレーシア発足の9月16日を、建国記念日8月31日と同格の祝日とすると発表。

14日 ト出光興産、Petronas社と合弁のマラッカ第2製油所建設事業から撤退と発表。

20日 トマラッカ海峡北端でタンカーがコンテナ船と衝突、原油1万3000tが流出。

29日 トトレングヌ、クランタン、ブルリスを除く半島部で停電、以後数日にわたり混乱。

10月15日 ト訪日中のアブドラー外相、渡辺外相との会談であかつき丸のマラッカ海峡通航の可能性に懸念表明。

トスペイン国際空港管制塔で火災、空港を一時閉鎖。

19日 トマハティール首相、米国のNAFTA拡大の動きはASEANを分断し、経済成長を阻害と非難。

21日 ト下院、国会議席定数改正のための憲法改正案を可決。下院議席を現在の180から192議席に増やす。

30日 トガファール副首相、「サバ州20カ条問題」でUMNOとPBSの公開討論会開催を提案。11月11日ペイリン州首相は、政府間で討議すべきだと反論。

11月4日 トマハティール首相、クリントン候補の米国大統領当選につき、EAECに対する米国の態度変更を希望し、米国はまず自國の人権と環境問題に取組むべきだとコメント。

6日 トUMNO党大会開催。クアラルンプルで3日間。マハティール総裁は7日、党内にはガファール派とアヌワール派の抗争など存在しない、と述べた。

24日 ト三美化成、ARE社から撤退と発表。

25日 トナシブ国防相発表によれば、内閣は97年末にシンガポールのウッドランド海軍基地から撤収と決定。

30日 トジョホール州スルタン、同州ホッケー・チームへの干渉を非難したコーチを王宮に呼び殴打。5日、マハティール首相は、憲法181条(2)の免訴規定にも関わらず、暴力事件や殺人には相応の措置を取ると談話。7日、ゴメス・コーチは警察に被害を届出。検察当局は92年7月10日にペラ州ホッケー・チームの選手に暴行を働いたジョホール州のマジッド王子を12月15日に起訴。

12月10日 トガファール副首相、下院にジョホール州王弔勅動議提出。下院は与野党の出席議員の満場一致で可決。上院も16日全会一致で可決。

トUMNO最高会議、統治者の免訴特権を廃止するため憲法の改正を決議。16日の閣議は、改憲のための特別国会を下院93年1月18~19日、上院1月20日の日程で招集することを決定。

20日 トクダード、ジョホール、クランタンの3州スルタン、アロール・スターで会合。21日と28日にはクランタン州スルタンを除く8州王が会合。話合いの内容は不明。

# 参考資料 マレーシア 1992年

■ 国家機構図  
■ 1993年度予算演説  
■ 突法原則の宣言

## ■ 国家機構図



(注) 各省の主管事項中、司法省のみ主要部局名、〔 〕内は、主管する法定公社・公団・政府関連会社。

## 2. 宪法原則の宣言

以下は、*New Straits Times* 紙 1992 年 7 月 5 日付けに掲載された宣言の全文の翻訳である。ただし国王、州王の名および州名は簡略化してある。

1992 年 7 月 4 日付で、われわれ、すなわち Azlan Shah 国王、Syed Putra プルリス州王、Salahuddin Abdul Aziz Shah スランゴール州王、Ja'afar ヌグリ・スンビラン州王、Ahmad Shah パハン州王、Mahamud Al Muktafi Billah Shah トレングヌ州王、Nazrin Shah ペラ州皇太子によりなされる宣言。

連邦憲法第 71 条により、なかんづく、連邦は、州の統治者がその位を離ぎ、州憲法に従い憲法上の諸権利と州統治者の特権を保持、享受、行使する権利を保障する、と規定されていることに鑑み、

また連邦憲法第 181 条により、これまで統治者がそれぞれの領地において享受してきた統治者の主権、大権、権限、および司法権は、連邦憲法の諸規定に従う限りにおいて、影響を受けないものとする、と規定されていることに鑑み、

またわれわれは、マレーシアの憲法と諸法令がこの国においてすべての者によって常に支持されることを望んでいることに鑑み、

またわれわれは、法の支配の原則を支持していることに鑑み、

またその主権、大権、権限、および司法権の性質と範囲に関する誤った解釈を避けるため、

以上の次第により、われわれはここに、かかる大権と権限の性質と範囲に関して次のような宣言を行なう。

### 1. 政治への関与

1.1 確立された慣行と慣例に従い、われわれは直接的にも間接的にも、政党政治に関与しない。

### 2. 州首相の任命

2.1 州議会の過半数の議員の信任を得る者が州首相に指名される場合、われわれは州憲法に従いその指名に同意するものとする。

2.2 いずれの政党も州議会で明白な過半数の議席を有しない場合、われわれは承認された憲政の原則に従って、かかる任命にわれわれの裁量権を行使するものとする。

2.3 われわれが州首相として指名された者の適性について保留する場合、最終決定のため、われわれは任命を当該政党の指導者の再検討に委ねることができる。

### 3. 州行政議員の任命

3.1 われわれは州行政議員の任命は州首相の助言のみもとづいて行なわれるここと、および、州憲法に従ってかかる任命を承認することに同意する。

## 4. 助言にもとづく行動

4.1 われわれは各州の憲法に規定された一般原則に従って、州行政会議または州首相の助言にもとづいて行動するものとする。

4.2 確立された憲政上の慣例に従い、「助言にもとづいて行動する」、あるいは「行政会議に諮詢して行動する統治者」やその他の同様の用語は、われわれが州首相と州行政会議により与えられた州政府の助言に同意するものとすることを意味すると、われわれは認識する。

4.3 確立された憲政上の慣例に従い、われわれは相談を受ける権利、政府に勧告する権利、および政府に警告する権利を有するものとする。

4.5 各州の憲法に規定されているような、州政府に関わる情報を求める権利を助長するため、われわれが求める場合には、また州行政会議の会合の度にそれを先立って州首相から説明を受ける権利を有するものとする。

### 5. 政府上級職員の任命

5.1 われわれは、州書記官、州法律顧問、および州財務官の任命については、その候補者の氏名が州首相からわれわれに提出された後、当該の公務委員会の推薦にもとづいて、また慣例と州憲法の規定に従って、任命を行なうものとする。

5.2 現在の慣例に従って、州内の連邦政府部局のすべての長について、その任命の前にわれわれの意見が求められることとする。

5.3 われわれは関連州法に従って、州公務委員会の委員を任命するものとする。

### 6. ビジネス

6.1 われわれは信託による場合を除き、いかなる営利事業にも積極的に従事しないこととする。

6.2 摂政殿下は、信託人・受託名義人を通じていかなる営利企業にも参加することができる。

### 7. 王室費

7.1 王室財務官は財務手続きに従って、王室費として計上された予算を管理・運用するものとする。

### 8. 宗教

8.1 われわれはそれぞれの州におけるイスラム教の長であるという憲法の原則に従って、イスラムの教えと儀礼を守るというわれわれの立場を再確認する。

### 9. メディア

9.1 われわれは憲政上の慣例に従い、論争を招く恐れのある州行政に関わるどんな問題についてもメディアにもらしたり、メディアとの話題にしたりしない。

### 10. 国王陛下

10.1 連邦憲法に別に規定されている場合を除けば、この宣言は必要な修正を加えて、国王陛下に適用される

ものとする。

#### 保留条項

この宣言の目的は説明と確約であり、連邦憲法、州憲法、および既存の取り決めの規定と大権を侵害するものではない。

1992年7月4日、王宮にて、  
陛下方の命により署名

国璽尚書

Engku Datuk Ibrahim bin Engku Ngah

### ③ 1993年度予算演説

以下はアヌワール蔵相が1992年10月30日に93年度予算案の下院上程に際して行なった演説の要訳である。なお会計年度は暦年に同じ。

マレーシア経済の今年の成長率は予測どおり8.5%となった。これは今年の世界経済の成長率が1.1%にすぎないことを考えれば、一層見事な実績である。わが国の力強い経済成長によって国民大衆は全体としてより高い生活水準を享受することが可能になった。1人当たり所得は昨年より11.2%増加して、7554\$ (3022米ドル)となつた。7年前の不況時に1人当たり所得は4580\$ (1896米ドル)に低下した。マレーシアは現在の1人当たり所得水準で、中間所得途上国の中の上位に格づけされる。

他の若干の諸国とちがって、わが国は開発に対する総合的でバランスのとれたアプローチを重視してきた。社会正義実現のための行動計画と貧困世帯・痼疾的(hardcore)貧困世帯の所得引き上げは、引き続きわが国の優先的政策である。貧困世帯発生率は1985年の20.7%に対して91年には15%に下がった。わが国は基礎的インフラ、保健・教育サービス、都市・農村住民の栄養状態の改善を成功裡に進めてきた。この成功を踏まえて精神と物質の両側面、文化と知性の次元を含む、より広く定義された国民の生活の質の向上に歩を進める決意である。

経済成長は雇用機会を増やし、失業率を4.1%に引き下げたが、これは完全雇用の水準と考えられる。

昨年、政府は国際収支の経常赤字に憂慮を表明した。最近時の統計によれば、1992年の経常収支赤字は79億\$、GNPの5.6%に縮小すると見込まれる。確かにこの額はいまだに大きなものであるが、91年の125億\$、GNPの10.1%と比べると大幅な減少である。この減少の要因は、本年10.7%と見込まれる輸出増加の持続であり、輸入の増加率は5%にすぎないとみられる。この結果、貿易収支は91年の4億6100万\$の赤字に対して、本年は46億\$の黒字となる見込みである。同時に観光産業の成長がサービス収支の赤字縮小に大きく寄与している。

わが国の経済に対する信認は引き続き大きい。1992年

9月までに総額169億\$の新規投資申請が認可された。92年の外国企業投資は、91年の112億\$に対して104億\$となる見込みである。

最近のヨーロッパの金融危機はリンギに悪影響を及ぼさなかった。リンギは引き続き強く、通貨コンポジットに対して8%切り上がっている。リンギの価値は1985年9月22日のブラザ合意の後、急速に下がったが、いまや同合意前の水準を回復したのである。したがって、リンギの切り下げはマレーシアの輸出競争力を悪影響を与えてはいない。逆に輸入機械設備の価格が下がっており、わが国の産業に有益な結果をもたらすことが確実視される。しかしながら、産業競争力は生産性、コスト引き下げ、高品質製品の生産能力により依存するということを、強調しておく必要があろう。

リンギの強化によって、国の債務の減少がもたらされた。国の債務残高は期前返済により本年末に400億\$に減ると見込まれる。民間部門も同様にその債務を期限前に返済したり借換している。また国内金利の上昇が資金流入をもたらした。これもあってわが国の外貨準備は約430億\$に増加する見込みである。わが国の外貨準備が債務残高を上回ったのは初めてのことであり、その規模は1990年の輸入3.6カ月分に対して5カ月分に増加した。

わが国の慎重な財政スタンスは成果を挙げつつある。本年末の政府財政の経常収支ボションは43億4000万\$の黒字となる見込みであり、これは1991年の黒字27億5700万\$の57%増となる。一方、開発支出に要する資金を考慮した総合収支は、なお赤字である。とはいって、赤字額は91年の56億4000万\$、GNPの4.6%に比べ、43億800万\$、GNP比3.1%に縮小している。

インフレは引き続き憂慮される問題である。悲観論者達は本年のインフレが5%を超えると予測したが、金融引き締め措置により消費者物価指数(CPI)の上昇率を4.6%に抑えることができた。わが国のインフレ率は相対的に低いが、増加の主たる要因は食料価格のそれにあるため、低・中間所得グループが余儀なくされた負担増は十分に理解できる。CPIの食品の項目は本年6.8%増加した。インフレ圧力の緩和には、金融政策だけでは十分ではなく、確固とした財政政策によって総需要の増加を抑える必要がある。賃金引き上げは、インフレを加速するばかりか、長期的には経済の競争力に悪影響を及ぼすので、規制を加える必要がある。

#### [1993年予算の課題]

1993年予算は単に、「成功の管理」または「経済の微調整」、国際収支問題への取り組み、インフレ圧力、労働力不足、インフラ面のボトルネックなどの問題にその関心を向けているだけではない。一層挑戦的な課題は、

将来の国民の生活の質の向上のための行動計画に取り組むべく総合的戦略を構想することである。これには、この地域の厳しい競争と弱体化した国際経済を踏まえて、わが国の経済的な強靱さを構築するための諸措置が含まれる。さらに、これらの措置の目指すところは、民間部門の競争力を強化するための経済近代化であるべきである。このためには、高度の技術の利用、インフラストラクチャーの拡張、新たな産業建設の奨励などの措置が必要である。

国際経済の先行きはなお不透明である。ポスト冷戦の時代に入ることで平和で一極集中型の世界が実現されたりはしなかった。イデオロギーの対立にとって代わったのは、不公平な競争だったからである。憂慮されるのは、環境問題、人権を利用し、自分たちの民主主義に他の諸国が従うべきだとする大国の傲慢さである。大変奇妙なことに、先進国の経済自体には、世界の景気回復を妨げている財政赤字や債務のような核心的な問題に取り組む能力が欠けている。ウルグアイ・ラウンドは、先進国が農業貿易の問題で妥協することを拒んでいたために、頓挫している。かれらは保護主義的な政策を実施し貿易ブロックを打ち立てる決意をいよいよ固めているが、その結果、マレーシアを含む途上国の経済的展望に長期的に悪影響を及ぼすことは確実であろう。

マレーシアは東アジア諸国・地域の経済的成功と急速な成長を十分に利用すべきである。東アジア経済協議会(EAAC)をうちたてようといふ首相のイニシアチブとASEANの努力は、この地域の現実を反映するものである。ASEAN自由貿易地域(AFTA)の結成もマレーシア経済、とくに民間部門にとり新たな挑戦となろう。民間部門の効率性と競争力はアフリカ、南アメリカ、東ヨーロッパの新たな市場に参入する機会を利用するため非常に重要である。

証券委員会の設置により資本市場の発展に一層の弾みがつくであろう。証券委員会には資本市場の透明さと誠実さを保証するため断固たる行動をとる権限が与えられている。

政府が講じている措置はわが国の資本市場に対する投資家の信認を高め、この地域の他の既設の市場と競争することを可能にする。下院に上程予定の先物取引業法案は金融先物取引を規制するためのものである。これにより投資とリスク負担のための金融商品の数が増えるであろう。さらに、債券市場も発展させるつもりである。資本市場の発展により、民間部門はさまざまな手段を通じて投資のための資本を得られるようになる。

わが国は、均衡予算を長期的目標と考え得るような開発の水準に向かいつつある。したがって、支出に対する

厳しい管理を引き続き行ない、あらゆるプロジェクトの経済成長に対する寄与を確保するよう詳細にチェックする。政府は第6次マレーシア計画の支出上限を維持することを決定している。この目的のために、過去3年間の開発予算における優先順位は見直される。

環境が悪化するのであれば、われわれが達成する進歩は生活水準を向上させるものにはならない。開発の利益が将来の世代にまで及ぶことを望むなら、汚染と環境悪化の問題への取り組みを始めなければならない。

以上の課題を考慮して、次のような戦略を提起したい。

- (1) 財政上の慎重さを確保する,
- (2) インフレを抑制する,
- (3) 民間部門の効率性と競争力を増す,
- (4) 生活水準と国民の威信を高める。

#### 〔慎重な財政運営〕

1993年に441億4400万 $\text{RM}$ の予算計上を提案する。これは92年の予算総額と比べて8.1%の減少となる。このうち322億9000万 $\text{RM}$ を經常支出に、残る118億5400万 $\text{RM}$ を開発支出に割り当てる。

各省庁・機関は慎重な支出のためにすぐに断固たる措置をとるべきである。効率的な管理とより高い生産性はコスト削減に寄与する。社会的理由、またはブミプトラや貧者を支援するためということで過剰な支出を正当化することは、認められない。政府は引き続き社会的役割を果たすつもりであるが、この役割を効率的に社会と国の開発に合致したやり方で果たすことが重要である。

わが国の民営化事業は効率性、収益性、社会的責任の三つの要件を統合したものとなっている。このアプローチによって政府の財政負担が軽減され、同時に「国家開発政策」(NDP)の目的の一部が果たされる。ヨーロッパを含む海外市場への参入に成功したProton社は、販売開発事業の企画に際してモデルとして利用されるべきである。この事業は、中小企業のためのリンクエージ形成という目的に応じるだけでなく、ブミプトラの商工業参加の発展を促進するものもある。このアプローチは国家持株会社(PNB)、国営石油公社(PETRONAS)、マレーシア・テレコム社(Telekom Malaysia Bhd)、全国エネルギー社(TNB)やその他の会社により応用され、改善されるべきである。この措置の大部分は国家企業家育成公社(PUNB)とブミプトラ産業基金によって調整されている。多国籍企業がこの例に倣うように要請したい。

1993年の連邦政府歳入は、92年歳入(推計)の381億600万 $\text{RM}$ に比べ、391億1900万 $\text{RM}$ に増加する見込みである。増加は主として所得税、販売税、サービス税に由来する。歳入増加と経常支出322億9000万 $\text{RM}$ を考慮にいれると、93年連邦予算は68億2900万 $\text{RM}$ の黒字を計上する見込みで

あり、これは開発財源の一部に充当される。93年経常黒字額はこれまでの最高となろう。

黒字額は大きいが、それでも支出必要額の全てをまかなくには十分ではない。開発所要資金は118億5400万 $\text{マレシアン・ルピア}$ と見込まれるため、予算の赤字は50億2500万 $\text{マレシアン・ルピア}$ となる。

1993年経常支出322億9000万 $\text{マレシアン・ルピア}$ は、92年よりも8.4%の減少である。うち119億3500万 $\text{マレシアン・ルピア}$ は連邦政府機関・公社公団の給与であり、92年に比べ14億3700万 $\text{マレシアン・ルピア}$ 、10.7%の減少となるが、これは新給与表での賃金差額の大部分が92年に支払われたためである。それでも給与支出は多額にのぼり、平均で各年の連邦政府経常支出総額の30%を占めている。したがって公務員の規模を縮小する必要がある。これに沿い、現在空席となっている16万のポストのうち、3年以上にわたり空席になっているものを廃止する意向である。政府機関の機能の重複をなくすことができれば、公務員の規模はさらに縮小されよう。第一歩として地域開発公社・公団の再編成に関する予備的調査が政府に提出されることになっている。

交付金・固定費支払のうち債務返済に76億7500万 $\text{マレシアン・ルピア}$ が計上されるが、対外債務返済は15億7900万 $\text{マレシアン・ルピア}$ となる。これは92年の対外債務返済実績推計額18億1800万 $\text{マレシアン・ルピア}$ よりも少ないが、従来なされてきた期前返済と対外借り入れの減少による。

1993年の開発支出への割当は118億5400万 $\text{マレシアン・ルピア}$ 、92年比7.4%減となる。開発に必要な額を決定するに当たり、インフラ整備事業、R&D、環境保全、貧困の除去を優先した。開発支出の47.8%が経済部門、23.7%が社会、21.2%が安全保障、3.1%が一般行政に向けられる。また予備費5億 $\text{マレシアン・ルピア}$ が計上されている。

教育省には92年を上回る73億1200万 $\text{マレシアン・ルピア}$ の経常支出が配分されている。これは9600人の教員の新規採用、生活技能やマレー語・英語の習熟プログラムなどの教育改革事業の拡大などによる。同省の開発支出11億9900万 $\text{マレシアン・ルピア}$ では、技能・職業訓練事業、校舎の新規建設を優先した。専門学校と高等教育機関には開発支出6億3100万 $\text{マレシアン・ルピア}$ を配分したが、これには国際イスラム大学のゴンバッカ新キャンパス建設、クアンタンの医学部とサラワク州における大学新設(UNISMA)の実施可能性調査が含まれる。

農業省の経常支出に8億9000万 $\text{マレシアン・ルピア}$ を計上して、普及事業、農場・家畜センターの運営、穀米価格補助金を含む各種の農民に対する助成金に当てる。これには、マ農業開発研究所(MARDI)、農民組合庁(LPP)、漁業開発庁(LPP)、連邦農産物流通公社(FAMA)の経常支出引当金が含まれる。同省の開発支出8億6000万 $\text{マレシアン・ルピア}$ に含まれる事業は、クムブ農業開発公社(KADA)、ムダ農業開発公社(MADA)、連邦米穀公団(LPN)の農業関連事業、灌漑・

排水、洪水・沿岸侵食防御、農業総合開発事業(IADPs)などのプロジェクトである。

国防省の経常支出に32億1200万 $\text{マレシアン・ルピア}$ を計上する。給与、糧食・燃料などの補給品購入、車両や車両・航空機・艦船の部品購入などが含まれる。開発支出18億9200万 $\text{マレシアン・ルピア}$ の大部分は、マ・英政府了解覚え書きによる軍用装備の更新・近代化プログラムの資金となる。さらに戦闘機購入のために2億5000万 $\text{マレシアン・ルピア}$ 、軍官舎建設に1億 $\text{マレシアン・ルピア}$ を計上する。

インフラストラクチャーの改善・近代化に26億8800万 $\text{マレシアン・ルピア}$ を計上する。このうち17億200万 $\text{マレシアン・ルピア}$ を都市・農村部の双方における橋梁・道路建設に配分する。7億5300万 $\text{マレシアン・ルピア}$ を民間航空事業、すなわちスペインのKL新国際空港の用地取得、設計、予備的土木工事などの費用、現在のスペイン国際空港の拡充、サバ、サラワクの航行安全施設の設置に当てる。1億5000万 $\text{マレシアン・ルピア}$ を鉄道の複線・軌条改善事業の継続に当てる。また政府はKL軽軌道交通第1期事業をこのほど認可した。

農村と辺地に基礎的公共施設を付与するため、農村開発、公共事業の両省に上下水道事業で5億9600万 $\text{マレシアン・ルピア}$ 、電力供給で1億5700万 $\text{マレシアン・ルピア}$ を配分した。

政府は昨年、技術開発事業への民間部門の直接参加を奨励するため、人的資源開発基金の設置を発表した。1993年にはその発足のため1630万 $\text{マレシアン・ルピア}$ を拠出し、以後2年間拠出を続ける。民間部門は同額の拠出を行ない、96年以降は民間の全額負担となる。人的資源省、青年・スポーツ省、およびMARAは、熟練労働力供給増加のため93年に約2万人に研修を行なう。

マレーシアが工業国的地位に達するための重要な前提是、開発における科学・技術の応用能力を高めることである。このため優先分野研究強化事業による研究開発に1億1800万 $\text{マレシアン・ルピア}$ を支出する。この資金は公的部門の29の研究機関・高等教育機関に配分され、農業、林業、工業、製造業、社会科学の研究事業実施に用いられる。さらに各研究機関は短期的研究のため予算配分を受ける。

このほかゴム研究開発公団(MRRDB)、林業研究所(FRIM)、農業開発研究所(MARDI)、工業規格・技術研究所(SIRIM)、マイクロ電子システム研究所(MIMOS)など、R&D関連機関に2億1000万 $\text{マレシアン・ルピア}$ を配分する。国内産業界がこれらの機関のファインディングと技術を受け入れて応用し、普及することが重要である。

コンピュータ技術の利用は非常に広範囲にわたっている。学生、商人、政府機関、国民一般におけるコンピュータ利用の必要性を考慮し、コンピュータとその部品に対する輸入税の廃止を提案する。

非金融公企業(NFPEs)の開発支出は87億1100万 $\text{マレシアン・ルピア}$ にのぼる見込みである。主な事業にはペカとパシール・グ

タンの発電所建設、ブルガウ水力発電所建設、電気通信の拡大、MASによる航空機購入、マ国際海運会社(MI SC)の拡大計画、PGU IIの実施、国営石油公社(PETRONAS)の製油所建設がある。NFPEsは政府予算の配分に依存しないものの、慎重さと会計責任確保という国の政策に則って支出を監視するよう義務づけられている。

#### 〔インフレの抑制〕

インフレは1991年の4.4%から92年の4.6%に徐々に高まっている。これを4%以下の水準に引き下げる必要がある。政府は流動性削減のため金融面でいくつかの措置を講じてきた。自動車の割賦販売やクレジットカード利用に対してより厳格な条件を設定してきた。政府はインフレ率低下の目標を達成するまで金融引き締めの政策を続ける意向である。財政面からの引き締め措置も需要を緩和するだろう。

金融・財政の引き締め策のほか、価格引き下げ、食糧生産と貯蓄の増加のためのその他の措置を提案する。

食糧の生産・供給を増加するための断固たる措置が必要である。食糧の栽培・生産・流通に信用を供与するために食糧生産基金(仮称)を設立する。資本金は3億<sup>マ</sup>、期間5年、7.75%の固定金利で貸付けを行なう。

わが国は食糧を含む消費財を引き続き輸入しており、その一部には輸入税が賦課されている。これらの商品の国内価格を引き下げるため、食品、家庭用品、衣料、電気電子製品など約600品目に対する輸入税を10~30%引き下げるか、場合によっては撤廃することを提案する。これには、時計、カメラ、ビデオカメラのように最終製品が非課税となっている製品の部品に対する輸入税撤廃も含まれる。これによってインフレ率の低下のみならず、より自由で開放的な経済の実現が可能になる。

これらの商品は国産され保護関税の対象となっている。しかし保護期間は相当のものとなっており、該当産業は今や効率をあげ十分な対外競争力をもっているはずである。この措置はGATTおよびASEAN自由貿易地域(AFTA)の精神とも合致しており、自由貿易を唱道する他の諸国も倣うべきものと考える。

近年、労働市場の逼迫によってやや大幅な賃金引き上げが行なわれてきた。このような賃上げは物価上昇の圧力となるばかりか、生産性上昇を凌ぐ場合には経済の競争力を殺ぐ恐れがある。製造業における年平均の賃金上昇率は1986~88年の1.4%に対して、89~92年に6.2%となつた。89~91年の生産性上昇率は賃金のそれを上回る8.9%だったため、わが国は競争力を維持し得た。しかし両者の差は縮まりつつあり、憂慮すべき状況が生まれている。

このような状況では使用者側が賃上げを規制すること

が重要である。現在提案されている全国賃金審議会は、民間部門における合理的な賃上げ実現を促進することになろう。労働組合は生産性向上のため経営者と協力すべきである。経営者は積極的な態度をとり、労働者の創意と技能を引き上げるための研修事業を実施すべきである。研修コストの負担回避のため他の企業から熟練労働力を引き抜くことは慎むべきである。労働市場の逼迫は経済の高度成長によって今後多年にわたり続くであろう。政府は外国人労働力の利用を認めているとはいえ、製造業者はかれらに過剰に依存してはならず、むしろ労働節約的な手法を導入すべきである。

高水準の投資を維持するためには高率の貯蓄が重要である。貯蓄のGNP比が30~40%におよぶ国は強力な成長を達成してきた。わが国の国民貯蓄率は1970年の21.1%から88年の33.6%に増加してきた。しかし90年に貯蓄率は30%に低下し、現在は第6次マレーシア計画の目標値36%を下回る31%と推計される。

従業員積立基金(EPF)は貯蓄の動員に大きな役割をはたしてきた。1991年にEPFを通じて動員された民間部門貯蓄は貯蓄総額の約8.5%にのぼった。現在、使用者は賃金の11%を、従業員は9%をEPFに拠出している。93年1月1日から使用者の拠出率を12%、従業員のそれを10%に引き上げることを提案する。これによってEPFの資金は年に約5億6600万<sup>マ</sup>増え、インフレ圧力緩和の一助になろう。従業員の拠出率の引き上げ幅は使用者のそれより大きいが、退職時に一層の恩恵を被ることになる。これらの追加的な拠出により、EPFの責任はより大きなものとなる。EPFの資金総額は現在580億<sup>マ</sup>にのぼり、毎年増加してゆくであろう。EPFは一層の専門的知識をもって基金の運営に当たるべきである。

貯蓄拡大のために、資本市場に新しい金融商品を導入する必要がある。政府は債券市場育成のため、いくつかの措置をとってきたが、これにはすでに営業を開始し、多数の債券格付けを行なってきたマレーシア格付け会社(RAM)が含まれる。これらの格づけにより債券投資に対する国民の信認が増すであろう。債券市場の発達により金融システムはより柔軟で多様的なものとなる。より広範な国民の債券市場への参加を実現する手段として、中央銀行は個人と機関投資家に対して魅力的な金利で貯蓄債券を発行する計画である。販売総額は10億<sup>マ</sup>となる。

#### 〔民間部門の効率と競争力〕

近年、民間部門に提供された様々な奨励措置とファシリティは、民間部門にとっての豊富な機会となり、公務にある者は「マレーシア株式会社」構想の精神に則って協力するよう要請してきた。首相が議長を務めるマレ

マレーシア政府・財界協議会(MBC)は政府と民間部門の対話と協議の実効性ある場を提供している。通産省が調整する各種の貿易代表団も民間部門に寄与している。

民間部門は技術利用の拡大、生産システムの改善、研究の拡充、コスト引き下げ、効率性引き上げなどを通じて、その役割を強化すべきである。その間、政府はインフラストラクチャーを改善し税制を改革して産業競争力を向上するための措置をとる方針である。

若干の税制変更がすでに徐々に導入されている。昨年、わが国の開発に即した投資奨励措置の見直しを提案した。奨励措置は選別性を高めるため引き続き修正される。

強まる国際的な競合を考慮し、マレーシアを投資と企業活動の場として魅力的なものとするため、法人所得税率を引き下げる。税率を35%から34%に1%引き下げ、1993評価年から発効させるよう提案する。昨年約束したように、2%の開発税は同じく93課税年から廃止される。法人所得税の一層の減税は、奨励措置の変更や、内外の環境と発展を考慮して漸次的に行なう。

勤労を促進し所得税の累進性と公平を確保するため、個人所得税率を引き下げるよう提案する。最低税率は4%から2%に、最高税率は35%から34%に引き下げられる。その他の所得区分の税率も1~2%引き下げられる。協同組合所得税率も個人所得税に対応して引き下げるよう提案する。この減税によって脱税を極限できるものと思う。政府はまた、歳入収支の機構をより効率化するため、内国税務局の法人化の可能性を検討している。

現行の消費諸税の構造には、その効率を損なういくつかの欠陥がある。そのうえ歳入増加が経済成長に比例していない。そこで現行の物品売上とサービスに関わる諸税を再編・統合し「物品・サービス販売税」(SST)と称する税に一本化する。この税は資本ではなく、消費に課されるので、貯蓄と投資の拡大を促すであろう。SSTは低所得層の負担とはならない。いくつかの必需品・サービスと零細事業は税を免除される。SSTの税率は10%以下に、現行の物品売上税率より低く設定されよう。しかし新税実施に先立ち、大蔵省は関係者すべてと協議を行なう意向である。

SSTが実施されるまでの間、サービス税の課税範囲拡大を提案する。サービス税は1975年にホテル、レストランが供するサービスを対象に導入された。その後、専門職のサービスが課税対象となったが、今回、電信電話サービス、警備保障サービス、不動産代理業者と余暇クラブのサービスも含むよう範囲を拡大する。

サービス産業は1991年にGDPの約43%，雇用の46%を占めているものの、他の産業部門、すなわち農業と製造業に比べて、今なお開発が遅れ、輸出への寄与もほと

んどない。しかし、成長の国内的源泉として大きな可能性を持っている。国際収支のサービス勘定の赤字は多額にのぼる。サービス支払の多くは海運・保健および利益・配当の送金である。

わが国は観光産業の育成に成功してきた。1990年のマレーシア観光年以來、観光収支黒字は91年の5億6600万ドルに対して92年には6億1900万ドルにのぼった。同産業は成長の国内的源泉として大きな可能性を持っている。

文化・芸術・観光省に2億5400万ドルを配分するが、これは観光産業育成と1994マレーシア観光年に関わる活動に支出される。関連開発事業には、観光リゾートの改善、観光施設の改良、低料金ホテルと国立劇場の建設などがある。

海上輸送の能力不足が多額の対外運賃支払の要因である。わが国の海運は総貿易量の15%しか運搬していない。海運能力の増強にとっての主要な問題は資金不足にある。そこで「海運基金」(仮称、8億ドル)の投資を提案する。また海運用船舶購入のコスト軽減措置として総トン数26,000t以上の船舶に対する輸入税の廃止を提案する。

地域経営本部(OHQ)に対しては製造企業に限って包括的奨励措置を導入してきた。しかし他の分野の企業もわが国におけるOHQ設立に関心を示している。そこでOHQに対する奨励措置を、1993年1月1日からサービス部門にも拡大して適用するよう提案する。より多くの多国籍企業のOHQ設置を誘致するため、外国人雇用に関する条件の緩和を検討する意向である。

2年前に設立されたラブアン島オフショア金融センターに対する反応は心強いものがある。すでに営業を開始した73社に加え、多数のオフショア金融機関がラブアン島で営業を開始するようになると確信している。1994年のラブアン金融パークの完成までは、オフショア会社にその必要とする外国人要員の駐在も含めてKLに臨時事務所を開設することを認める決定もあり、多数の企業の進出を一層確信する次第である。国際クラスのホテルと余暇施設の完成はラブアン島の魅力を増すものとなろう。

#### 〔国民生活の質の向上〕

マレーシアの地位を他の諸国と同等なものにしていくには経済的成功だけでは十分ではない。政府はマレーシア国民が自信と高度の知的な道徳性を身につけるよう願っている。物質的に豊かな国であっても、知識、技術、文化の面で遅れていれば、自らを先進国と見なすことはできない。

政府は開発戦略の一環として貧困除去に引き続き努力するが、そのアプローチは従来とは異なる。必要なのは、国民大衆を貧困の悪循環という罠から解放するためのさまざまな機会である。貧困除去事業が高コストを発生さ

せたり、行政上の困難な問題を招いたりすることなくターゲット・グループに利益をもたらすようにするため、継続的な評価が必要である。総理府の実施調整局による「痼疾的貧困開発事業」を通じてのアプローチは、その狙いをターゲット・グループ世帯に絞っているため、積極的な成果を挙げている。さらにこのアプローチは、すべての関連部局・機関が調整された統合的なやり方で参加することを可能にしている。1993年にはこのために2億8000万円が支出される。

この経験に基づいて、「ブミプラ特別信託事業」が「痼疾的貧困開発事業」の延長としてパリで開始された。この事業に関わる無利子融資のための基金5億円は、国家持株会社、中央銀行、実施調整局が共同で運営管理している。この事業は多額の資金を動員するにも関わらず、特定の機関の創設、追加的なマンパワーや高い運営コストを必要としていない。今日までに、3億円の融資が認可され、6万世帯が利益を受けた。

さらに、独立の自営農民の発展のためさまざまな助成・融資事業が実施されている。特別農業信用事業への配分が増加されてきたが、1993年には3000万円が計上された。その金利は2~6%の手数料であり、しかも1万円以下の融資は利子を免除されている。

選別的信託事業(SAI)を通じての資本金助成を継続する。さらに、商業銀行と信用保証公社(CGC)が共同で提供する信用枠を通じて、行商と零細事業は最近拡大された融資基金事業(LFS)から融資を得ることができる。従来5000万円であった融資上限は1万円に引き上げられた。政府は、行商・零細事業者団体に対する団体特別融資事業(ASLS)について、融資上限を200万円から1万円に引き上げることを決定した。これらの特別融資事業のため政府はこれまでに1億2000万円を支出してきた。

女性と青年を対象とする開発事業には引き続き留意し、3660万円を計上する。彼らの役割を国家開発に組み入れるための措置を引き続きとる。

リオ首脳会議後の環境保全に対するわが国の関わりを強化するため、政府は、すべての関係者による総合的アプローチを確保し、国家環境政策の草案を作成するため全国セミナーを組織した。

環境の保全は、連邦、州政府、民間部門の共同の責務でなければならない。とくに、多くの産業活動が汚染を引き起こす恐れがある以上、民間部門は環境保護におけるその責任にもっと敏感であらねばならない。環境に優しい新技術に率先して転換し、環境問題への認識を深め、保全措置に資金を提供するべきである。不法伐採に対する法的規制措置は強化されたが、不法伐採はなお広範に行

なわれている。政府は州政府と環境局に共同でこの問題に取り組むよう要請している。

1993年予算では、汚染規制と環境保全の事業に、科学・技術・環境省、第1次産業省、農業省、住宅建設・地方政府省を通じて1億4000万円を配分した。これには自動車による汚染の規制、有害廃棄物処理施設の確保、植林と自然林保全の事業促進などのための措置が含まれる。汚水・下水処理システム事業は完全に民営化される。

偉大な国家の歴史は、思想家、科学者、芸術家、商人の寄与を通じての社会・文化の構造的変容によって開始された。この事実を踏まえて、われわれは知識、文化、創造力の発展に力をいれ、わが国の科学者、著作家、芸術家を正当に評価すべきである。1992年予算で、学術・文学作品の著作と翻訳による印税収入の免税額を引き上げよう提案した。今次の予算では、科学者、著作家、芸術家が受け取る賞金は所得税を免除するよう提案する。

政府は、中位価格、低価格住宅購入のための住宅ローンを金融機関から得るのが難しいという国民からのさまざまな苦情を受け取っている。政府は引き続き、銀行と金融機関がそのような住宅への融資を優先するようする意向である。これに沿って、10万円未満の住宅ローンへの上限金利を現行の9%に維持することをすでに決意した。政府は、借り手が現行の9%より高い金利の支払を要求されることがないように、金融機関に対して1%の利子補給を行なう所存である。

1992年予算で金に対して10%の輸入税を課した結果、金の輸入が著しく減少した。92年予算後の地域における事態の展開により、この税を見直し、わが国の貴金属商に悪影響を及ぼさないようにすることが必要となった。この見直しに基づき輸入税率を10%から5%に引き下げる。

#### 【1993年経済の展望】

直近の予測によれば、世界経済は1992年のわずか1.1%の成長から3%の成長に拡大し回復すると見込まれる。この成長率が達成されれば、国際貿易の伸びは92年の4.5%から6.7%に増加しよう。世界経済の回復のテンポは緩やかであるが、もっと良好である可能性もある。世界経済の実績が悪化するとしても、成長率が現在よりも低くなるとはみられない。このシナリオによれば、マレーシア経済はさらに拡大するものと予測される。

マレーシアの1993年の成長率は8%と予測される。持続可能な成長率を達成することが政府の意図するところである。この予測によれば、1人当たり所得は8300米ドル(3300万円)に増加する見込みである。

# 主要統計 マレーシア 1992年

第1表 支出別国民総生産	第7表 用途別輸入	第13表 連邦政府財政収支
第2表 産業別国内総生産	第8表 主要製造業品輸出	第14表 連邦政府歳入
第3表 産業別就業者数	第9表 主要商品別輸出	第15表 連邦政府経常支出
第4表 消費者物価指数	第10表 主要国別輸出入	第16表 連邦政府開発支出
第5表 國際收支	第11表 工業生産指数	第17表 製造業外資直接投資
第6表 品目別輸入	第12表 公的部門財政収支	第18表 通貨供給

(使用記号: - 該当なし, … 不明, 0 ゼロ・極少)

対米ドル為替レート (1米ドル=リンギ, 年平均)

年	1975	1980	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
リンギ	2.3938	2.1769	2.4830	2.5814	2.5196	2.6188	2.7088	2.7049	2.7501	2.5475

(出所) IMF, *International Financial Statistics*, February 1993.

第1表 支出別国民総生産

(単位: 100万リンギ, %)

時 価	1987	1988	1989		1990		1991		1992		1993	
				増加率		増加率		増加率	推定	増加率	予測	増加率
消費支出	49,924	57,853	67,658	16.9	77,923	15.2	89,242	14.5	97,133	8.8	105,261	8.4
公共	12,239	12,997	14,769	13.6	16,191	9.6	18,392	13.6	19,836	7.9	21,239	7.1
民間	37,685	44,856	52,889	17.9	61,732	16.7	70,850	14.8	77,297	9.1	84,022	8.7
総資本形成	18,455	23,584	29,779	26.3	37,073	24.5	47,056	26.9	51,635	9.7	57,636	11.6
公共	7,271	7,946	11,097	39.7	13,283	19.7	14,737	10.9	16,185	9.8	17,706	9.4
民間	11,009	13,976	18,966	35.7	24,207	27.6	31,284	29.2	35,820	14.5	40,119	12.0
在庫増減	175	1,662	-284	—	-417	—	1,035	—	-370	—	-189	—
財・サービス輸出	50,838	61,259	75,030	22.5	89,378	19.1	105,914	18.5	116,695	10.2	131,579	12.8
財・サービス輸入	39,592	51,835	69,933	34.9	88,805	27.0	112,671	26.9	118,689	5.3	130,059	9.6
国内総生産	79,625	90,861	102,534	12.8	115,569	12.7	129,541	12.1	146,774	13.3	164,417	12.0
海外純要素所得	-4,946	-5,084	-5,903	—	-5,064	—	-6,011	—	-6,227	—	-6,100	—
国民総生産	74,679	85,777	96,631	12.7	110,505	14.4	123,530	11.8	140,547	13.8	158,317	12.6
人口(1,000人)	16,526	16,942	17,353	2.4	17,763	2.4	18,178	2.3	18,606	2.4	19,034	2.3
1人当たりGNP(リンギ)	4,519	5,063	5,569	10.0	6,221	11.7	6,796	9.2	7,554	11.2	8,318	10.1
経常収支	6,642	4,739	-574	—	-4,410	—	-12,459	—	-7,871	—	-4,230	—
国民総貯蓄*	25,097	28,323	29,205	3.1	32,663	11.8	34,597	5.9	43,764	26.5	53,406	22.0
1978年固定価格												
消費支出	36,533	41,338	46,530	12.6	51,794	11.3	57,218	10.5	59,699	4.3	62,019	3.9
公共	9,676	10,149	10,914	7.5	11,514	5.5	12,937	12.4	13,469	4.1	13,931	3.4
民間	26,857	31,189	35,616	14.2	40,280	13.1	44,281	9.9	46,230	4.4	48,088	4.0
総資本形成	14,016	17,312	21,017	21.4	25,535	21.5	32,032	25.4	34,188	6.7	36,881	7.9
公共	5,550	5,830	7,830	34.3	9,167	17.1	10,008	9.2	10,723	7.1	11,334	5.7
民間	8,404	10,254	13,382	30.5	16,705	24.8	21,244	27.2	23,732	11.7	25,680	8.2
在庫増減	62	1,228	-195	—	-337	—	780	—	-267	—	-133	—
財・サービス輸出	40,819	45,637	53,903	18.1	63,763	18.3	73,332	15.0	82,075	11.9	90,504	10.3
財・サービス輸入	30,505	37,984	49,045	29.1	61,662	25.7	76,280	23.7	82,338	7.9	88,320	7.3
国内総生産	60,863	66,303	72,405	9.2	79,430	9.7	86,302	8.7	93,624	8.5	101,084	8.0
海外純要素所得	-3,699	-3,701	-4,085	—	-3,425	—	-4,100	—	-4,067	—	-3,840	—
国民総生産	57,164	62,602	68,320	9.1	76,005	11.2	82,202	8.2	89,557	8.9	97,244	8.6

(注) \*総資本形成 ± 経常収支。

(出所) 人口の1987~89年はBank Negara Malaysia, *Quarterly Bulletin*, 1992年9月号, 他はMinistry of Finance, *Economic Report 1992/93*.

第2表 産業別国内総生産(1978年固定価格)

(単位:100万リング, %)

	1987	1988	1989		1990		1991		1992		1993	
				増加率		増加率		増加率	(推定)	増加率	(予測)	増加率
農林・漁業	13,216	13,933	14,768	6.0	14,813	0.3	14,818	0.0	14,996	1.2	15,206	1.4
鉱業・採石 (石油)	6,409	6,803	7,383	8.5	7,743	4.9	7,936	2.5	8,190	3.2	8,100	-1.1
製造業	5,144	5,612	6,083	8.4	6,430	5.7	6,700	4.2	6,847	2.2	6,642	-3.0
建設業	13,734	16,151	18,444	14.2	21,340	15.7	24,307	13.9	27,467	13.0	31,257	13.8
電気・水道	2,077	2,133	2,380	11.6	2,835	19.1	3,250	14.6	3,689	13.5	4,095	11.0
運輸・通信	1,109	1,211	1,344	11.0	1,526	13.5	1,690	10.7	1,944	15.0	2,216	14.0
卸売・小売	4,055	4,412	4,839	9.7	5,477	13.2	6,038	10.2	6,605	9.4	7,233	9.5
金融・保険・不動産	6,423	6,988	7,687	10.0	8,825	14.8	10,098	14.4	11,208	11.0	12,216	9.0
行政サービス	5,482	6,088	6,770	11.2	7,750	14.5	8,726	12.6	9,764	11.9	10,770	10.3
その他サービス	7,543	7,819	8,185	4.7	8,579	4.8	8,964	4.5	9,457	5.5	9,911	4.8
銀行帰属利子(-)	1,400	1,454	1,519	4.5	1,671	10.0	1,821	9.0	1,976	8.5	2,122	7.4
輸入税(+)	2,235	2,820	3,356	19.0	4,076	21.5	4,804	17.9	5,477	14.0	6,325	15.5
国内総生産	1,650	2,131	2,442	14.6	2,947	20.7	3,458	17.3	3,804	10.0	4,283	12.6
	60,863	66,303	72,405	9.2	79,430	9.7	86,302	8.7	93,623	8.5	101,084	8.0

(出所) 第1表に同じ。

第3表 産業別就業者数

(単位:1,000人)

	1987	1988	1989	1990	1991	1992(推定)	1993(予測)
農林漁業	1,876.0	1,908.3	1,851.0	1,837.6	1,834.8	1,832.1	1,827.7
鉱業・採石	36.7	37.2	38.3	39.1	39.4	40.2	40.4
製造業	920.6	1,012.6	1,171.2	1,290.2	1,374.1	1,448.1	1,522.6
建設業	354.6	356.4	386.3	426.9	455.9	481.4	502.3
金融・保険・不動産	205.5	211.6	221.7	231.3	240.3	248.2	256.0
輸送・倉庫・通信	254.0	261.1	269.3	285.4	297.0	308.6	320.0
政府サービス	835.9	844.3	846.6	850.2	853.9	858.5	863.0
その他サービス	1,397.5	1,456.0	1,566.4	1,660.3	1,735.9	1,843.0	1,932.6
合計	5,880.8	6,087.5	6,350.8	6,621.0	6,848.9	7,060.1	7,264.6
労働人口	6,408.9	6,622.2	6,834.1	7,046.5	7,257.9	7,461.1	7,666.3
失業率(%)	8.2	7.9	7.1	5.6	4.3	4.1	4.0

(出所) Ministry of Finance, Economic Report, 1992/93.

第4表 全国消費者物価指数

	比重 <sup>1)</sup> (1990=100)	1988	1989	1990	1991	1992 <sup>2)</sup>
総合	100.0	94.4	97.0	100.0	104.4	108.6
食料	33.7	92.5	95.9	100.0	104.8	111.4
飲料・タバコ	4.3	95.4	96.7	100.0	107.8	113.1
衣料・はき物	4.0	96.6	98.2	100.0	106.2	109.2
家賃・燃料・電力	20.2	100.4	99.5	100.0	103.2	106.2
家具・家庭用設備	5.8	95.6	98.2	100.0	104.4	107.0
医療・保険	1.8	95.9	97.4	100.0	105.3	108.4
運輸・通信	18.6	89.1	95.2	100.0	104.2	107.6
余暇・娯楽・教育	5.2	98.6	99.1	100.0	102.6	105.5
その他の財・サービス	6.4	94.7	97.1	100.0	103.6	105.4

(注) 1) 1990年家計支出サーベイによる。2) 1~8月。

(出所) 第3表に同じ。

第5表 国際収支

(単位:100万リンギ)

	1987	1988	1989	1990	1991	1992(予測)	1993(予測)
貿易 収 支	14,703	14,524	10,599	5,166	-461	4,637	8,773
輸出 (fob)	44,733	54,607	66,818	78,110	93,177	103,039	117,002
輸入 (fob)	30,030	40,083	56,219	72,944	93,638	98,402	108,229
サービス 収 支	-8,409	-10,180	-11,392	-9,723	-12,301	-12,858	-13,353
海運・保険	-1,185	-2,072	-3,027	-3,837	-4,872	-5,006	-5,524
その他の運輸	45	-44	-5	-25	59	66	83
観光	-1,327	-1,403	-891	632	566	619	668
投資 収 益 <sup>1)</sup>	-4,824	-5,019	-5,935	-5,072	-6,109	-6,227	-6,100
政府取引 <sup>2)</sup>	-193	-217	-261	-3	-21	-50	-80
その他サービス	-925	-1,425	-1,273	-1,418	-1,924	-2,260	-2,400
財・サービス 収 支	6,294	4,344	-793	-4,557	-12,762	-8,221	-4,580
移転 収 支	348	395	219	147	303	350	350
経常 収 支	6,642	4,739	-574	-4,410	-12,459	-7,871	-4,230
長期資本 収 支 <sup>3)</sup>	-1,405	-3,218	2,702	5,467	11,837	11,155	—
公的長期資本	-2,470	-5,102	-1,816	-842	637	755	—
(連邦政府借款) <sup>4)</sup>	-2,438	-3,094	-1,038	-787	118	—	—
(NFPE借款) <sup>5)</sup>	7	-1,984	-1,631	-2,045	-701	—	—
(その他の) <sup>6)</sup>	-39	-24	853	1,990	1,220	—	—
法人投資	1,065	1,884	4,518	6,309	11,200	10,400	—
基礎 収 支	5,237	1,521	2,128	1,057	-622	3,284	—
民間資本(純)	-2,344	-2,625	1,204	4,308	4,049	6,280	—
商業銀行	-2,320	-2,498	1,137	2,286	3,605	—	—
その他の <sup>7)</sup>	-171	-416	425	-930	-1,233	—	—
誤差・脱漏	147	289	-358	2,952	1,677	2,705	—
総合 収 支	2,893	-1,104	3,332	5,365	3,427	9,564	—
S D R 割当	0	0	0	0	0	0	—
I M F 借入	0	0	0	0	0	0	—
中銀外貨準備増減	-2,893	1,104	-3,332	-5,365	-3,427	-9,564	—
S D R	-55	-31	-19	-71	-41	—	—
I M F 準備ポジション	-33	-87	22	-23	-71	—	—
金・外貨	-2,805	1,222	-3,335	-5,271	-3,315	—	—
中央銀行外貨準備(純)	19,432	18,328	21,660	27,025	30,452	40,016	—

(注) 1) 外国直接投資企業の未分配収益を含む。2) 外国の軍事・外交施設の取引を含む。3) 長期資本収支の内訳は、Bank Negara Malaysia Quarterly Bulletin, 1992年12月号による。4) 連邦政府のマーケットおよびプロジェクト・ローン、サプライヤーズ・クレジットの受取り、返済。5) 非金融公企業(NFPE)への長期信用の受取り、返済。6) 政府と法定公社・公団の在外資産の増減、および国際機関と国際商品協定への拠出。7) 金融会社、マーチャント・バンク、その他の同様の金融機関の在外資産／負債(純)。

(出所) Economic Report, 1992/93, およびQuarterly Bulletin, 1992年12月号。

第6表 品目別輸入

(単位：100万リンギ)

	食料、飲料、タバコ	非食用原	鉱物性	動植物性	化学生	工業製品	原	料別品	機械、輸送機器	雜製品	その他	合計
1987	3,158	1,286	2,381	205	3,281	4,952	14,400	1,954	317	31,934		
1988	4,034	1,815	2,318	267	4,782	7,167	19,522	2,467	921	43,293		
1989	4,855	2,489	2,911	257	5,413	9,919	29,233	3,258	2,523	60,858		
1990	4,844	2,548	4,021	218	6,691	12,421	39,585	4,434	4,357	79,119		
1991	5,544	2,810	4,214	395	7,725	16,010	54,353	5,660	4,404	101,115		
1991*	4,153	2,087	3,247	296	5,726	11,939	39,785	4,025	3,766	75,025		
1992*	4,310	1,975	3,225	227	6,220	11,988	41,585	4,308	1,741	75,579		

(注) \* 1~9月。

(出所) Economic Report 1992/93; Department of Statistics, Malaysia, External Trade Summary, September 1992.

第7表 用途別輸入

	1987	1988	1989	1990	1991	1991*	1992*
消費財	6,436	9,289	10,895	13,015	16,015	11,594	12,161
(食糧)	1,820	2,356	2,886	2,795	3,178	2,377	2,543
(耐久消費財)	1,023	2,445	2,194	2,650	3,884	2,657	2,512
投資財	9,129	12,889	20,825	29,658	41,202	30,293	31,506
(機械)	2,632	4,038	6,397	8,828	11,852	8,516	9,465
(輸送用機器)	1,238	1,440	3,636	5,776	6,983	5,709	5,580
中間財	16,029	20,683	28,454	35,904	43,369	32,795	31,456
(製造業向け)	12,260	15,937	22,547	28,380	34,433	25,943	24,357
(建設向け)	727	1,072	1,560	2,147	3,027	2,259	2,324
(農業向け)	727	1,019	1,067	1,095	1,058	825	919
再輸出向け	340	433	684	542	529	342	455
合計	31,934	43,293	60,858	79,119	101,116	74,771	75,579

(注) \* 1~9月。

(出所) Quarterly Bulletin, 1992年12月号。

第8表 主要製造業品輸出

(単位：100万リンギ)

	1987	1988	1989	1990	1991	1991*	1992*
食料・飲料・タバコ	1,227	1,369	1,788	2,062	2,243	1,607	1,752
織維・衣料・はきもの	2,031	2,445	3,190	3,983	4,805	3,289	3,673
木工品	852	955	1,184	1,362	2,063	1,238	1,617
ゴム製品	485	919	1,148	1,534	1,749	1,250	1,485
化学生・化学生	927	1,557	1,694	1,889	2,393	...	...
石油製品	836	766	1,004	1,285	1,146	819	1,018
非金属鉱物製品	301	450	658	771	888	669	664
鉄鋼・金属製品	769	1,184	1,463	1,625	1,883	...	...
電子電気	11,000	15,162	20,799	26,504	35,602	25,743	30,080
輸送用機器	701	504	1,184	1,927	3,292	2,245	2,677
その他製品	1,215	1,537	2,455	3,891	5,363	...	...
合計	20,344	26,848	36,567	46,833	61,427	44,269	51,311
商品輸出計	45,225	55,260	67,825	79,646	94,497	68,675	75,007

(注) \* 1~9月。

(出所) 第5表に同じ。

第9表 主要商品別輸出

	原 油			ゴ ム			す ず		
	100万 リンギ	1,000 t	USドル/b	100万 リンギ	1,000 t	リンギ/kg	100万 リンギ	1,000 t	リンギ/kg
1987	6,290	17,999	18.24	3,915	1,620	249	839	50	16.85
1988	6,116	19,899	15.31	5,256	1,610	310	911	49	18.46
1989	7,893	21,323	18.29	3,949	1,487	262	1,161	50	23.05
1990	10,639	22,110	23.51	3,027	1,322	233	902	53	16.45
1991	10,184	22,595	21.23	2,690	1,132	227	684	42	15.06
1992*	9,022	23,742	20.00	2,553	1,110	220	674	44	15.00
1993*	7,975	22,092	19.00	2,340	1,000	225	696	44	15.50
	原 木			パ ー ム 油			L N G		
	100万 リンギ	1,000m³	リンギ/m³	100万 リンギ	1,000 t	リンギ/t	100万 リンギ	1,000 t	リンギ/t
1987	4,274	23,001	186	3,279	4,077	773	1,828	6,014	304
1988	4,010	20,562	195	4,528	4,150	1,029	1,836	6,118	300
1989	4,356	21,101	206	4,681	4,948	822	2,065	6,478	319
1990	4,041	20,354	199	4,399	5,655	701	2,635	6,492	406
1991	4,099	19,317	212	5,012	5,509	841	3,448	7,824	441
1992*	4,128	19,200	215	5,654	5,890	910	3,200	8,000	400
1993*	4,033	18,330	220	6,108	6,170	920	3,403	8,200	415

(注) \*予測。

(出所) 第3表に同じ。

第10表 主要国別輸出入

(単位:100万リンギ)

	輸 出					輸 入				
	1989	1990	1991	1991*	1992*	1989	1990	1991	1991*	1992*
ア メ リ カ	12,678	13,487	15,985	11,468	14,061	10,290	13,233	15,477	11,906	11,740
E C	10,447	11,863	13,974	10,398	11,000	8,495	11,555	13,763	10,332	9,614
オーストラリア	1,552	1,327	1,612	1,032	1,306	2,324	2,937	3,232	2,462	1,972
日 本	10,899	12,589	15,009	10,990	9,895	14,722	18,974	26,357	19,057	19,448
中 国	1,302	1,675	1,760	1,353	1,273	1,650	1,511	2,208	1,616	1,850
韓 国	3,407	3,677	4,168	3,001	2,647	1,526	2,038	2,743	2,094	2,315
台 湾	1,532	1,729	2,566	1,847	2,275	3,048	4,346	5,506	4,056	4,311
香 港	2,085	2,523	3,169	2,293	2,840	1,125	1,498	2,062	1,532	1,734
A S E A N	17,291	23,048	27,680	19,833	22,389	11,487	14,962	20,028	15,000	15,488
シンガポール	13,397	18,052	22,058	15,813	17,539	8,281	11,800	15,682	11,773	12,074
タ イ	1,667	2,788	3,017	2,227	2,748	1,835	1,881	2,453	1,869	1,855
インドネシア	1,123	921	1,385	918	898	937	851	1,391	986	1,131
西 ア ジ ア	1,619	1,996	2,156	1,336	1,618	791	947	879	661	630
そ の 他	5,013	5,732	6,418	5,124	5,703	5,400	7,118	8,576	6,309	6,477
総 計	67,825	79,646	94,497	68,675	75,007	60,858	79,119	100,831	75,025	75,579

(注) \*1~9月。

(出所) Quarterly Bulletin, 1994年9月号; Department of Statistics, Malaysia, External Trade Summary, September 1992.

第11表 工業生産指数（半島部）

	比 重 <sup>1)</sup>	1989	1990	1991	1991 <sup>2)</sup>	1992 <sup>2)</sup>	
総 鉱 電 製 輸 出 電 子 織 維 木 材 ゴ ム 国 内 食 料 石 油 化 学 非 金 属 基 礎 金 属 輸 送 用 機 器 そ の 他	合 業 力 造 業 指 向 種 電 子 氣 ・ 衣 料 木 材 ・ 木 材 関 連 製 品 向 け 業 種 飲 料 ・ タ バ コ 精 製 化 学 ・ 化 学 品 物 製 品 基 礎 金 属 ・ 金 属 製 品 用 機 器 —	100.00 33.00 7.40 59.60 25.58 11.91 4.20 3.65 5.82 34.02 11.35 1.23 9.83 3.44 4.22 3.17 —	111.9 107.5 111.9 114.2 115.0 118.3 118.0 116.7 104.8 114.0 112.1 104.1 108.1 126.5 107.7 138.6 —	125.4 113.1 127.3 132.1 138.7 156.3 127.9 133.4 113.9 127.0 119.7 118.5 112.3 153.1 124.2 183.7 —	139.4 118.5 144.1 150.4 165.3 205.2 132.6 139.3 123.5 139.2 116.8 126.0 128.6 183.3 141.6 215.1 —	136.4 116.9 141.5 146.6 ... 198.9 129.0 136.9 167.0 ... ... 123.8 ... ... 211.3 198.6	149.1 121.3 161.9 162.7 ... 229.2 140.8 150.6 194.2 ... ... 126.3 ... ... 10.794 6,733 17,527 22,657 14,084 8,573 -5,130 — — —

(注) 1) 1988年=100。 2) 1~9月。

(出所) Economic Report 1992/93; Quarterly Bulletin, 1993年12月。

第12表 公的部門統合財政収支

(単位: 100万リングギ)

	1987	1988	1989	1990	1991 <sup>4)</sup>	1992 <sup>5)</sup>	1993 <sup>6)</sup>
政 府 一 般 <sup>1)</sup>							
歳 入	24,366	28,732	32,821	37,784	41,488	45,735	46,945
経 常 支 出	23,192	24,709	26,864	29,606	32,117	36,707	36,151
経 常 収 支	1,174	4,023	5,957	8,178	9,371	9,028	10,794
非 金 融 公 企 業							
経 常 余 剰 <sup>2)</sup>	3,675	3,717	4,944	5,787	5,491	6,352	6,733
公 的 部 門							
経 常 余 剰	4,849	7,740	10,901	13,965	14,862	15,380	17,527
開 発 支 出	8,526	8,103	12,822	14,840	17,619	18,978	22,657
政 府 一 般	5,383	5,650	8,197	10,329	11,928	12,041	14,084
非 金 融 公 企 業	3,143	3,453	4,685	4,511	5,691	6,937	8,573
総 合 収 支	-3,677	-1,363	-1,981	-875	-2,757	-3,598	-5,130
資 金 調 達							
対 外 借 入 <sup>3)</sup>	-3,854	-3,468	-2,583	-712	-41	-1,426	—
国 内 借 入	7,339	8,701	3,885	5,375	2,709	1,263	—
資 产 取 崩	192	-3,870	679	-3,788	89	3,761	—

(注) 1) 連邦政府、州政府、法定公社・公団、および地方政府。 2) 商工業の財・サービスの生産・販売に従事する公的機関。これらの機関のうち1987年は56機関、88年54機関、89年52機関、90年46機関の計数を集計。 3) 統合勘定からの外国交付金、IMF引出しを含む。 4) 実績推計。 5) 最近時推計。 6) 予測。

(出所) 第3表に同じ。

第13表 連邦政府財政収支

(単位:100万リンギ)

	1987	1988	1989	1990	1991 (実績見込)	1992 (最新推計)	1993 (予算)
経常収入	18,143	21,967	25,273	29,521	34,053	38,106	39,119
経常支出 <sup>1)</sup>	20,185	21,812	24,832	27,105	31,296	31,766	32,290
経常収支	-2,042	155	441	2,416	2,757	4,340	6,829
開発支出(b+d)	4,741	5,231	7,696	10,689	9,565	9,648	11,354
直接開発支出(b)	3,194	3,394	6,006	9,160	8,516	8,737	10,093
純政府貸付 <sup>2)</sup> (c)	917	651	-305	-1,228	-119	-89	61
=粗貸付(d)	1,547	1,837	1,690	1,529	1,049	911	1,261
-返済	630	1,186	1,995	2,757	1,168	1,000	1,200
支出総計(a+b+c)	24,296	25,857	30,533	35,037	39,693	42,414	42,444
総合赤字	-6,153	-3,890	-5,260	-5,516	-5,640	-4,308	-3,325
資金調達源							
純国内借入	8,693	7,854	2,459	3,816	3,157	1,479	—
=粗国内借入	9,672	9,302	3,913	5,441	3,800	—	—
-国内返済	979	1,445	1,545	1,643	643	—	—
-政府基金からの 借入	—	-3	-91	-18	—	—	—
純国外借入	-2,438	-3,095	-1,038	-787	107	1,006	—
=粗国外借入	1,086	2,300	1,789	1,779	1,420	—	—
-対外返済	3,524	5,395	2,827	2,566	1,313	—	—
特別受取 <sup>3)</sup>	—	29	238	52	—	—	—
資産取崩 <sup>4)</sup>	-102	-1,160	3,601	2,435	2,300	1,823	—

(注) 1) 減債基金繰り入れを含む。2) 州政府、法定公社・公団への貸付。3) 統合勘定からの外国贈与を含む。4) +は減少を示す。

(出所) 第3表に同じ。ただし1987~91年の資金調達内訳は、Quarterly Bulletin, 1993年9月号。

第14表 連邦政府歳入

(単位:100万リンギ)

	1987	1988	1989	1990	1991 (実績見込)	1992 (最新推計)	1993 (予算) <sup>3)</sup>
直 接 税	6,467	7,509	7,793	10,402	13,251	14,097	14,823
所 得 税	6,128	7,133	7,292	9,647	12,393	13,210	13,834
(法 人)	2,783	3,146	3,402	4,497	5,352	6,289	6,918
(個 人)	1,812	1,779	2,043	2,506	2,989	3,192	3,511
(石油関連)	1,533	2,208	1,847	2,644	4,052	3,729	3,405
そ の 他 <sup>1)</sup>	339	376	501	755	858	887	989
間 接 税	6,006	7,199	8,881	10,842	12,580	13,612	14,786
輸 出 税	1,267	1,395	1,588	1,970	2,029	1,715	1,501
(石 油)	1,170	1,149	1,432	1,910	1,981	1,666	1,442
輸入税・課徴金	1,934	2,406	2,899	3,420	4,107	4,559	5,015
内 国 消 費 税	1,310	1,536	1,932	2,266	2,849	3,068	3,458
販 売 税	1,090	1,456	1,912	2,442	2,763	3,221	3,630
サ ー ビ ス 税	63	73	94	121	134	301	339
そ の 他	342	333	456	623	698	748	843
非 税 収 入 <sup>2)</sup>	5,670	7,259	8,599	8,277	8,222	10,397	9,510
合 計	18,143	21,967	25,273	29,521	34,053	38,106	39,119

(注) 1) 印紙税収入を含む。2) 政府の商取引、投資に対する利子・収益、罰金、差押え、外国政府機関からの提出金、連邦領からの賃貸料収入および石油ロイヤリティー、ガス現金支払いを含む。3) 1992年10月30日以後に発効する税の変更は含まれない。

(出所) 第3表に同じ。

第15表 連邦政府経常支出

(単位:100万リンギ)

(1) 使途別		1988	1989	1990	1991 (実績見込)	1992 (最新推計)	1993 (予算)
賃金・俸給 <sup>1)</sup>	7,964	8,451	9,164	9,944	12,432	11,963	
年金・賜金	961	1,073	1,154	1,815	2,163	2,127	
債務返済	6,178	6,743	6,830	7,048	7,519	7,675	
州交付金	987	1,220	1,457	1,333	1,229	1,327	
用度・用務	2,403	2,631	2,931	3,341	3,748	4,333	
補助金	320	389	494	965	663	576	
その他の (法定公社・ 公団交付金)	2,999	4,325	5,075	6,850	6,012	4,289	
計	21,812	24,832	27,105	31,296	33,766	32,290	
(2) 部門別							
国防・治安	3,341	3,540	3,807	4,070	4,400	5,060	
社会	5,871	6,429	7,296	8,001	9,057	10,493	
経済	1,904	1,984	2,293	2,480	4,390	2,518	
農業・農村開発	877	912	1,044	1,291	1,170	1,140	
公益事業	44	38	42	49	26	15	
商工業	430	442	594	476	1,085	523	
運輸	519	557	591	708	2,060	782	
通信	15	16	18	19	22	29	
その他の 一般行政	19	19	4	9	27	29	
その他の 計	2,244	2,876	2,308	3,005	3,301	3,470	
計	8,452	10,003	11,401	13,740	12,618	10,749	

(注) 1) 法定機関を含む。2) 奨学金、初・中等学校運営費交付金などを含む。3) 債務返済、移転支払を含む。

(出所) 第3表に同じ。

第16表 連邦政府開発支出

(単位:100万リンギ)

		1988	1989	1990	1991 (実績見込)	1992 (最新推計)	1993 (予算)*
国防・治安	360	846	1,061	2,211	1,811	2,509	
社会	1,165	1,947	2,617	2,426	2,578	2,805	
経済	3,585	4,664	6,701	4,684	4,817	5,661	
農業・農村開発	1,010	1,140	1,298	1,126	1,144	1,361	
公益事業	656	1,013	798	681	746	753	
商工業	834	948	2,726	969	725	818	
運輸	1,065	1,545	1,845	1,897	2,157	2,688	
通信	4	2	2	1	4	5	
その他の 一般行政	16	16	32	10	41	36	
計	5,231	7,696	10,689	9,565	9,648	11,354	

(注) \*予備費5億リンギを含まない。

(出所) 第3表に同じ。

第17表 製造業外資直接投資(認可ベース)

(単位:100万リンギ)

	1987	1988	1989	1990	1991	1991*	1992*
オーストラリア	126.1	25.5	29.8	54.3	410.5	308.2	2,081.8
インドネシア	1.6	23.2	105.4	1,083.3	1,234.3	1,234.3	6.0
フィリピン	0.2		0.3	40.6	2.2	2.2	18.3
シンガポール	258.5	419.6	914.7	895.3	1,026.9	347.1	293.1
香港	88.9	298.4	352.1	375.0	600.6	448.5	42.6
台湾	243.0	829.6	2,159.9	6,339.1	3,548.4	1,890.4	247.5
韓国	3.6	41.8	188.9	650.4	1,668.9	1,647.3	80.2
日本	715.1	1,222.0	2,690.4	4,212.6	3,157.7	2,848.2	551.2
イギリス	76.8	196.5	764.1	867.2	538.4	528.2	1,247.4
ドイツ	28.5	116.8	309.6	126.9	82.3	69.7	5.8
アメリカ	162.7	535.2	320.8	567.3	1,724.3	1,313.5	3,219.5
その他の	355.0	1,169.4	817.0	2,417.0	1,961.8	1,453.5	5,372.6
合計	2,060.0	4,878.0	8,653.0	17,629.0	15,956.3	12,091.1	13,166.0

(注) \* 1~7月。

(出所) 第3表に同じ。

第18表 通貨供給(M<sub>1</sub>およびM<sub>2</sub>)

(単位:100万リンギ)

	1987	1988	1989	1990	1991		1992	
					6月	12月	6月	12月
通貨供給(M <sub>1</sub> )	15,768.2	17,839.8	21,248.7	24,240.5	25,073.9	26,903.0	27,398.1	30,395
現金通貨量	7,858.4	8,376.7	9,174.1	10,059.2	10,600.0	11,044.5	11,267.5	12,142
民間部門要求 払い預金	8,409.8	9,463.1	12,074.6	14,181.3	14,473.9	15,858.5	16,130.6	18,253
民間部門流動性 (M <sub>2</sub> ) <sup>①</sup>	59,771.7	64,072.1	74,392.8	83,902.9	88,311.4	96,092.5	104,774.1	114,481
要因								
政府部門 <sup>②</sup>								
銀行債務(a)	14,007.0	15,061.5	13,328.4	14,528.8	13,282.9	13,986.8	14,293.5	
中央銀行	1,961.0	2,164.2	1,529.1	2,681.2	1,551.1	1,611.0	1,610.2	
商業銀行	12,046.0	12,897.3	11,799.3	11,847.6	11,731.8	12,375.8	12,683.3	
銀行預金(b)	7,570.8	8,689.9	8,969.7	10,879.8	11,156.1	12,256.4	16,048.9	
貸出超過(a-b)	6,436.2	6,371.6	4,358.7	3,649.0	2,126.8	1,730.4	-1,755.4	
民間部門 <sup>③</sup>								
貸出(d)	54,161.6	59,093.6	71,170.0	87,363.9	95,265.5	105,176.1	109,702.7	
準通貨(e) <sup>④</sup>	44,003.5	46,232.3	53,144.1	59,662.4	63,237.5	69,189.5	77,376.0	84,086
貸出超過(d-e)	10,158.1	12,861.3	18,025.9	27,701.5	32,028.0	35,986.6	32,326.7	
外貨純移動	19,457.1	20,540.0	23,150.1	26,442.9	27,304.7	25,125.7	28,620.3	
中央銀行	19,432.4	18,328.3	21,659.9	27,025.2	29,228.0	30,452.3	36,141.2	47,196
商業銀行	24.7	2,211.7	1,490.2	-582.3	-1,923.3	-5,326.6	-7,520.9	
その他の	-20,283.2	-21,933.1	-24,286.0	-33,552.9	-36,385.6	-35,939.7	-31,793.5	

(注) M<sub>1</sub>、民間部門の中央銀行、商業銀行への定期・貯蓄性預金、NCD、中央銀行債券。2) 連邦および州政府。3)

民間個人、企業、非銀行金融機関、法定公・公團、地方政府。4) 民間部門の中央銀行、商業銀行への定期・貯蓄性預金、NCD、中央銀行債券。

(出所) Bank Negara Malaysia, Annual Report 1992; Quarterly Bulletin, 1992年9月号。